

第十六回 参議院法務委員会會議録第十七号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)午前
十時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 加藤 武徳君
宮城タマヨ君

委員

小野 義夫君
楠見 義男君
中山 福蔵君
赤松 常子君
棚橋 小虎君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務省刑事局長 岡原 昌男君
事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君
会専門員 堀 眞道君

説明員

法務省刑事
局参事官 下收 武君

○刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
本日の会議に付した事件

○委員長(郡祐一君) これより本日の
委員会を開会いたします。

刑事訴訟法の一部改正案につき、質
疑を続行いたします。本日は前回総則
の關係の質疑をいたしまして、本日は
八十九條關係の質疑に相成つておりま
す。私から八十九條についてちよつと
お尋ねいたしますが、短期一年以上と

第四部 法務委員会會議録第十七号 昭和二十八年七月二十日【参議院】

して、重罪全部に拡張しておられるの
であります。この点については過般
の参考人の意見にも種々な意見があつ
たようでありましたけれども、政府は短
期一年以上といたします理由として、
強力犯の犯罪を主として、主たる対象
として御説明に相成つておりますけれ
ども、果して例に挙げておられるよう
な強力犯について必要性を考へておら
れるのでありましょうか。世上この政
正は内乱、予備陰謀であるとか、騒擾
等、騒擾首魁とか、国事犯と申します
か、政治犯と申しますか、さようなも
のを対象とすることもありはしないだ
ろうかというようなことも言われてお
るようでありました。その点について
お伺いをいたしたいと思ひます。

なお続けて申しますと、改正の四号
は多衆共同して罪を犯した場合を加へ
るということが人権尊重の趣旨と如何
なる關係を持つとお思ひになりましよ
うか。個々の人について通達乃至罪証
隠滅の虞れの有無というふうなものに
判断なさるべきではないだろうか。こ
れらの点について御意見を承りたい
と思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) いわゆる権
利保釈の除外事由につきましては、こ
の法律施行直後からいへば、弊害の
面が出て参りました。議論が沸騰したの
でございます。たしか昨年、一昨年あ
たり新聞紙上にも権利保釈で出て参り
ました強盗が、保釈期間中に又強盗を
したというふうなことが續いて新聞に
出たことがございました。その当時私

のほうで輿論調査所のほうにお願いい
たしまして、権利保釈の条件をどう思
うかというふうな一般の意見を徴した
ことがございました。その際の結論によ
りますと、権利保釈の制度を廃止した
ほうがいいというものが大体一二、三%、
それから権利保釈はもとと狭めるほう
がよい、要するに除外事由は多くする
ほうがいいというものが約六〇%、この
両方を合せて七〇%程度になつて
おります。反対の意見は非常に少い
でございます。一般の考え方もやは
り権利保釈というものが現在では相当濫
用といひますか、弊害を伴つて来た
いうふうな考え方が出て参つておるよ
うでございます。お尋ねの主として強
力犯を中心と考えたほうがいいのでは
ないか、或いは主として目的とする
ところは大体そんなところじやないかと
いうことは御尤もでございます。大体
従来の再犯の危険がありましたのも大
体そんなようなところが多かつたので
ございまして、併しながら、これを罪を
或る一定の犯罪だけに限定するといふ
よりは、むしろ犯罪の重いの、いわ
ゆる重罪の範囲ぐらゐにこれを限定い
たしまして、さような重い犯罪の者は
保釈にすると、例えば逃げるとか、或
いは悪性が非常に強いから、そういう
ものについて更にもう一度やる可能性
があるとか、そういう観点から見たら
どうだろうかというふうなものを刑でこ
れを分類いたしました、分類といひま
すか、整理いたしました考え方ござい
ます。それによりまして大体入つて

参りますのは、現在不便に思つており
ます強盗、強姦、営利誘拐、人身売買
というふうなところが入つて参りま
す。一年以上がいいか、或いは二年、
三年と区切るがいいか、これはいろいろ
考え方がございましてけれども、従来
いわゆる重罪といふものは我々が學問
上申しております短期一年以上という
一応概念ができておりますが、この重
罪犯というふうな点で区切つたらどう
だろうかというものがこの一号の關係を
短期一年といたしました理由でござい
ます。例えばいよいよゆる智能犯的なも
の、文書偽造といつたようなものにつ
きまして、その犯罪の程度が非常に
重いの、短期一年以上といつたよう
なものにつきましては、先ほどいつた
ような事情で普通の犯罪よりも非常に
悪性が強く、従つてそれに対して犯人
の側としては証拠隠滅もやりかねない
し、それから逃亡もやりかねない、併
しそういう理由が相当であるかどうか
か、そのほうの証明がなか／＼つきに
くいというものがあつて、ほかの
条項で参らない場合がございまして
で、さような重い犯罪を一応全部取入
れる、かような考え方でございます。

それでなお内乱騒擾等は現在でも死
刑、無期等がございまして、大体現在
でも除外事由に入つて来ておるわけ
でございますが、その点はその通りで
ございまして、それから二番目の新たな第四号の關
係でございまして、これについてはお
話の通り金銭的に網をかけて多衆犯罪

得るわけでございます。その点につきましては裁判所の裁量によりまして裁判所がこれは多量犯罪で一般の場合ならば成るほど証拠隠滅の蓋然性が高いかも知れないけれども、この人間に限ってそういうことはないという場合は、勿論裁量保釈にはなし得る、裁判所がそういうふうな認定した場合に、いつでもなし得る、かような趣旨でございます。ただ権利としてそれを保釈するということはないというにとどまるだけでございます。

○委員長(郡詰一君) 今の御説明に連して、今御説明ございましたが、新しい四号、裁判所の裁量保釈は勿論自由である。その通りでございます。ところが、国事犯とか政治的犯罪又は労働運動に起因する犯罪、例えば騒擾内乱だとか、破防法などについて未端の者まで一切身柄を長期に亘つて拘留するような不合理な結果を生じさせるようなことではないのですか。この法律の御説明にもしばしばありましたが、とかく首謀者が退れて、末端の者のみをつかまえるような例が多いとおっしゃった、そうだろうと思う。併し今度はこの四号のような規定を設け、一方で便利であるけれども、同時に比較的末端の者の身柄を却つて長期に拘束するといふような心配はないようにするといふことを何か立法に当つた人として保障できるというふうな工合にお考えになりますか。

○政府委員(岡原昌男君) これはメーデー事件に関する裁判所の拘留期間の調べができたのがございまして、申上げますが、拘留期間の起訴後における正味拘留日数の調べが一審少い人で五日、つまり起訴されて五日目

に身柄が釈放されて、それから七日、八日、九日、十日、ずつと次々と釈放されて、一番長い人が三百三十七日入つております。これで全部出ております。この東京のメーデーの事件における被告人の合計は、今ここに出ておりませんが、たしか大体検挙人員が千二百名でございまして、起訴された者が約二百五十名と記憶いたしております。それがそのように次々と拘留を解かれて保釈になつたわけでございますが、その間実際の動きを見ておりますと、首魁的な者、或いは首魁に準ずるような者が最後まで残つたのでございまして、いわゆる率先助成の程度の低いといふような者はすべて早朝に釈放されておるようでございます。それからいわゆる附和随行、これは殆んど拘束、起訴がないと記憶しております。そういうふうな関係で、実際の運用としては、現在においてもさうになつておりますが、この方針は要するに事件の根幹をなすところの首魁とか、率先して助成した者の中心的な人物、或いは指揮したといふような者のみが、長く入れておかなければならぬといふような状況が出ておるわけでありまして、その他の一般の者については必ずしもさうやる必要はない。これはもう裁判所の実際の運用に徴して、極めて明らかでございまして、この分はさうなものでございまして、首魁なんかを、権利保釈をしなければいかんという場合に、ちよつとためておきたい場合を予想した万全の措置といふことに御了承願ひたいのでございます。従ひまして裁判所においても、今までの実績に鑑みまして、その規定が變つたからといって、これを濫用といひま

すか、これに則つて権利保釈はいかんとして、頭として許さんといふことはあるまいと私は考えております。ちよつと明確な数がわかりましたので、メーデー事件の起訴は二百四十九名であります。

○委員長(郡詰一君) それから新しく六号について「害を加へ又はこれらの者を畏怖させる行為をするに足りる充分な理由」の「疑うに足りる充分な理由」の有無というが、裁判官はこういう規定が設けられておりまして、具体的などういふふうにして判定するものでございましょうか。恐れるところは、結局字句にとらわれて広汎に適用されることになつて、具体的妥当性を欠くようになりませんか、権利保釈制度の趣旨に反すると思ひますが、どのような扱い方を考えられますか。又こういう規定を設ける必要を生ずるに至つた例として引かれるものにも尤なように考えられる場合もあるものであります。そういう事案の統計的なもので、どうしてもこういう規定がなければ動かんといふような御説明がつくものでありましようか、その点を伺ひたい。

○政府委員(岡原昌男君) 大体この蓋然性といふものは、次のような点について判断することになるかと存じます。つまり被告人の属する団体、例えば何々組といふ暴力団体が、而もそれが平素から非常に浅草なら浅草近辺であつておる、而もそれ相當な地位を本人が占めておる、たぐさんの部下を持つて普段からごろつて歩いておる。それからまた、さういふ場合には、前に事件が起きたときに同じよう

にお礼まわりをして歩いたことがあつた、或いは検察庁、又警察における調べ、或いは公判廷でもよくあり得るものであります。証人として調べられた者に対して、非常に捨ゼリフを申すことが、例えばあいつ奴等といふといふようなことを、よく申すことがございまして、そういうふうなことがございまして、いづれその本人の団体に必ずしも属しなくてもいいわけでありまして、その団体の者を動員し、或いはみづから証人なり関係人のところに行つて、さうしていづれお礼まわりと申しましようか、お蔭様で警察に入りまして、いづれお礼のちほどいたしますといふふうなことを言う可能性がかなり強い。で、更に特殊の団体として、朝鮮人の濁酒の密造の事件などがございまして、これは御承知の、関西方面でかなりたくさん、川崎でもやりました。が、検挙いたしました。が、その際に関係人の家にどなり込みに参加しまして、さうして結局、部落に住めなくするといふふうな程度まで、いぢめたり前例もございまして、さういふことになりまして、裁判所に証人として出て参つて、真実を吐露するといふふうなことは、もう望めないことになりまして、さういふ場合の手段として、實際問題としていふ、な警察力を動員いたしまして、それから反対側の者を集めて、さういふことをするといふふうな、くどいて見たりしたことがあつて、さういふことがあつて、それが思ふように行かない。毎日々々被害者の家を監視するわけにも、保護するわけにも行きませんので、結局非常に、一旦やつたらもう恐がつて、その証人は本当のことを言わなくなるとい

うようなことが、たび／＼ございまして。さういふふうな実際の資料を裁判所に、或いは警察官或いは検察庁に、或いは裁判所が独自に手に入れられた資料に基きまして、かような判断をする、さういふことにならうかと存じます。なお統計的な実績と申しますか、さういふことについては、まだ數字でそれを現わす程度に至つておりませんけれども、この点は裁判所、検察庁或いは在野法曹におかれまして、十分顕著な事実として認め願つてい

○補見委員(公聴会における毛利参考人の御意見) 公聴会に於ける毛利参考人の御意見でありました。さういふ六号で、今委員長からもお尋ねございましたが、疑うに足りる十分な理由といふものが、極めて明確でないといふことも一つの理由として、さういふか、さういふものは警察官が勇敢でさへあれば、未然に問題は防げるのじやないかといふことを強調しておられたように記憶しているのですが、それに對する御意見は如何でしようか。

○政府委員(岡原昌男君) その警察官といふものは、恐らく二つの意味があると思ひます。その一つは、主に公安事件等におきまして、警察官が第一線の検挙に當りますために、おのずから証人として出る機会が多いことがございまして、さういふ場合に警察官がしつかりしておれば、結局その事件について、別に心配ないじやないかといふ意味が一つ。それからもう一つはさういふ事件でなくて、一般の只今申したような事件において、警察官がその証人になるべき者、その点において特殊の知識を持つてゐる者の保護を敢然と

してやれば大丈夫じゃないか、こういふ二つの意味があるだろうと存じます。一応は御尤もでございます。ただそれを公判事件の際に警察官の家の廻りにその被告人側の連中が絶えずぐるぐる廻つて、そしてときにはピラを撒く。これは実例として、例えば東京地検の検事の横地検事の自宅の前に一夜にして数百枚と申しますが、数千枚と申しますか、検事をやつつける、火燭びんを今に投げるぞというやうなことをずらつとあれしめておどかしやうな事件がありますが、検事に対しては、そのやうでございます。これは全国的に別途資料はもう非常にたくさんございまして、昨年あたりは三、四百件の脅迫事件を検事脅迫関係だけで出しております。まあそういうやうな脅迫をするというやうなことは、そういう場合は格別といたしまして、さやうな調査の自宅に対して組織的な圧力を加えるというやうなことが非常にたくさん行われております。かやうな場合には、それ成るほど警察官なり或いはその証人たるべき人がしつかりしておれば、勿論それは問題ないはずでございます。ただ実問題として、さやうなピラが二百枚も三百枚も近所の目に触れるやうなところに、本人もいやがるやうな場所に次々と貼られるというやうになりますと、おのずと考へ方というものがやはり、これは大変だ、どうしたらいいだろうかというやうなところから、公判廷における証言ということも鈍つて来る。例えば十という事実があるという場合に、七ぐらいであつた言葉を濁すというやうなことになるが、ちやうどでございます。そういうやうなことがな

いようにというのがこの趣旨でございます。その点は警察官が幾らしつかりいたしまして、やはりこういう点の保護をしてやつたほうがいいというのが一つでございますし、他面、その警察官の保護が完全に行きますればいいだろうという、これも御尤もでございますが、実際の例としては、先ほど申しした通りに、例えば朝鮮人の集団密造部落における或る朝鮮人が資料を提出したためにその事件が挙がつたという場合には、警察官が保護に行きやうがない。もうその部落から本人が引越してどこか安全なところに出て来るか何かしなければ、四六時中見張りというのもできないという場合も実際上あるでございます。これは単に集団密造部落の場合のみならず、その他につきましても同じように考えるわけでございまして、例えばメーデー事件の証人というものは恐らく何人ぐらいいなりましようか、千人や二人近くには……、参考人が延べ一万三千人になつてございまして、これはもう延べでございまして、これはもう延べでございまして、そういう者に対して警察官が一々見張つて歩くということは不可能である。そういう点から、そういう面からの保護は限度がございまして、こういう規定でこれを保護しようという趣旨でございます。

○補見義勇 もう一つは、全く逆の観点からの問題なんです、権利保護でカバーできない罪です、而も非常に重くて害毒を流すといひますか、そういう事例がございまして、例えば宇都宮の何とか御殿事件といひますか、狸御殿ですか、これは権利保護の中に

次々に又罪を犯して行く。こういう場合はこれはもう権利保護の除外事由に該当しないのだから、保釈請求さえすれば幾らでもできる。保釈が許されてる間にこういうことになるとは、いふやうか。それは何か制限の途がないのでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) それは大変困つた問題でございます、確かに刑事訴訟法の一つの穴でございます。と申しますのは、この保釈制度が、まあ逃亡とか、或いは証拠隠滅の虞れという点を中心にして考へておりました、当該事件についての判断にあるわけでございます。従つてそれに対してその後これを更に重ねてやるということについて、一から十まで押えるということとは実は困難なものでございます。そこでこの権利保護除外事由というのは八十九条で掲げましたのは、いわゆる理論的には必ずしも一貫してない、一方では重罪にについては権利保護をしない、一方では証拠隠滅とか住居氏名のはつきりしないとか、逃亡の虞れのありというやうな場合を掲げておく、これは必ずしも理論的に首尾全く一貫したとは申上げかねるわけなのでござい

ます。但しその全体を通じて只今お話のやうな二度目の犯罪を犯しては困るというやうな考へ方も若干出ておるわけでございます、ただそれを重罪犯罪も軽い犯罪も一様に考へ得るかと思ひますと、これは必ずしもそうは行かない。保釈には保釈してやらなければならぬだけの限度といふものがやはりあるのではないかと。そこを今回は短期一年というので区別したわけでございます、詐欺は御承知の通り長期

十年でございまして、短期はございませんで、従つてこれにはいづれにせよ入つて来ないのであります。この御指摘のやうな場合については、ちよつと今のところ防ぎようがない。但し恐らくあつた事件について考へるのは証拠隠滅の虞れといふのが非常に多いのではな

い。あつた事件について考へるのは証拠隠滅の虞れといふのが非常に多いのではな

い。あつた事件について考へるのは証拠隠滅の虞れといふのが非常に多いのではな

い。あつた事件について考へるのは証拠隠滅の虞れといふのが非常に多いのではな

い。あつた事件について考へるのは証拠隠滅の虞れといふのが非常に多いのではな

い。あつた事件について考へるのは証拠隠滅の虞れといふのが非常に多いのではな

ておるようでございます。ただ保釈保証金の金額を高くすることによつて、これに逃亡その他を防ぐということとは、場合によつては、逆から申しますと、本人の到底納められないような金額を賦課して、保釈するということのようなのは、名のみで結局出られないというようになつてくる場合があり得るのでございませう。現に一旦保釈の金額を決定してから変更した場合も御承知の通りでございます。この点につきましても、御承知のアメリカの制度等によりますと、いわゆる保釈保証金を一時立て替へて貸す会社みたいなのがございまして、そこで保証金を借りて納めまして、あとはだん／＼となしくしに払つて行く。或いは本人が逃げずに無事に事件が済めば、それで簡単に返るといふやうな制度もございませうが、日本としてはそういうこともございませうので、やはりこの金額を多くするといふのにもおのずからの限度は出て参つておるようでございます。併し全体としての心がまえと申しますか、運用の行き方としては、御趣旨のような点がございませうので、十分裁判所も考えておるようでございます。

○中山福藏君 権利保釈に対して裁判所から検事局に対して保釈すべきや否やといふことについての意見を徴しますときに、まあ大体罪証隠滅の虞れがある、或いは逃亡の虞れがあるといふので、千遍一律にこれは反対の意思表示がすでになされておると思ふ。恐らくこれに権利保釈してもいいだらうといふやうな、これは権利保釈の場合だけじゃないのですけれども、大体殆んど同意といふやうな場合は見られないですね、検事局の態度といふもの

は……。これは何でございませうか、こういう点について何らか政府のほうで、検事局に対して十分にその場合々々を検討してこれに対処しなければならぬといふやうな、訓示的なことをおやりになつたことはございませうか、お尋ねいたします。

○政府委員(岡原昌男君) お話のような点が率直に申して確かにあると思ひます。と申しますのは、検察庁といふとが非常に大事で、それが頭にこびり付いておりますので、万が一これが出たから罪証隠滅をしたり、逃亡をしたという場合には困るといふ心配から、意見を付ける場合にしても消極的な意見を付ける場合が多いのは事実でございませう。ただそれとやそれを機械的に何でも彼でも不許可々々の意見かと申しますと、これは必ずしもそうではございませうので、私なども検察庁にありました頃に、かなり然るべし、許可していいといふやうな意見を付けた記憶がございませう。それからどうもこれはどちらとも言えないけれども、裁判所の判断にお任せいたしますという場合、然るべくといふので、どうぞお任せいたしますから適當にといふやうなことを書いたことも、これは相当数多くございませう。実際の運用として現在ではたび／＼、この保釈のみならず、勾留期間の延長とか、逮捕状の請求の手続とかにつきまして問題が出ますので、実務家会同などでこれを取上げておられます。さういふ際には、やはり具体的事件に際して、一から十まで不許可の意見を付けるというのとは正しくない。やはり具体的に事件を十分斟酌してやつて、例えば本人が逃亡の虞れ

がない、家がちゃんとしている、而も身柄引受人が例へばしつかりした親が付いておつて今後十分監督すると言つておるやうな書面が出ておつたり、或いは本人が多少病身で刑務所、拘留所に入れておくのは妥當でない、家で暫く静養したいといふやうな具体的事情がはつきりして来た場合には、それは許可にしてやつたほうがいいのじやないかといふやうに、協議或いは会同の際に、十分いたしてあるのでございませう。

○中山福藏君 結構です。

○補見義男君 保証金のお話を今承わつたのですが、最高はどのくらいなんですか。それから最低は……。

○政府委員(岡原昌男君) 最高は外国人の砂糖横流し事件で三人に対してそれ／＼五百万円ずつというのが今までの最高のごやうでございます。それから最低はこれは切りがございませうので、実はちよつと全国的に調べておりませんが、中には出るとお笑ひになるやうな金額が事実ございませう。これは昔は保証金額も二十円とか、三十円とかいふこととずつと来ておりましたのが、貨幣価値の変動を検事さんちつとも御考慮になりませうので、今でも非常に安いのでございませうが、金額を申上げますとお笑ひになるやうな場合、さういふやうな場合が実はございませう。

○委員長(都賀一君) 八十九条についてございませうか。……私ちよつとその先の九十二条と九十六条を承わりましたのですが、九十二条のような規定を新設されますことは、新法の裁判官の職權尊重の建前から考へて如何にお考へになりましようか。又九十六条も、

さういふやうな規定を設けられることが検察官が裁判所を牽制するやうな傾向を生ずる虞はないであらうか、といふこと、この点どんな工合にお考へになりましようか。

○政府委員(岡原昌男君) 九十二条及び九十六条につきましても、検事の意見を聞き、或いは検察官の請求によつて勾留の執行停止或いは保釈の取消をなすといふやうなことに考えましたのは、次のやうな事情でございませう。即ち、現行法の九十二条では、保釈の許可の際に裁判所は検察官の意見を聴取することになつております。別に刑事訴訟規則の八十八条が勾留執行停止についても急速を要する場合以外は、やはり検察官の意見を聞かなければならぬといふことになつておるのでございませう。ところが勾留の取消については、さういふ場合がございませう。裁判所が何かの事情で一応勾留を取消しようと考えた、それをばつとやつてしまつて、さてあとでわかつたところによると、その事件については検察官が全然新たな事件について別に捜査中であつたといふやうなことが、これはあり得るわけでございます。これについて現行法のままでございませうと、さういふ何も連絡の規定がございませうので、これをやられても異存の申立てようがない、検察官としてはその場合、若しわかつておるのだつたら事前に何かの手を打つて、例えば調べを早めて勾留取消を早めることについて協力するとか、或いは新たに逮捕状を出して、新たな犯罪についての捜査を継続するといふことがあり得るわけでございます。実際問題として、さういふ点について一番情報を持つといひます

か、被告人の身柄についてよくわかつてゐるのは検察官でございませう。検察官は一応事件を起訴して、勾留した後、身柄についても、ずつと刑務所との連絡も非常にいいわけでございます。し、心配を続けておるわけでございます。場合によつては、その勾留中に他の事件も同時に調べておる場合があるわけでございます。それについて、若し全然連絡なしに裁判所の、前の起訴した甲の事件だけについて放す、これはそれ自体としてちつとも差支えございませう。検察官のほうとしては、身柄が甲の事件で入つてゐるといふので安心して、別に何らの手続をせずに乙事件をやつてゐるといふやうなときに、非常に突然なので事件として扱ひに困るといふ場合があり得るわけでございます。さういふ場合に一応検察官に横の連絡をして頂きたい。そうすると検察官としては、大抵の場合はそれは勿論さういふ事情がないのが多うございませうから、よろしいといふことになりましようが、万一さういふやうな場合には、事前にこれを防止し得る、かやうな措置でございませう。

それから九十六条につきましても、保釈又は勾留の執行停止を取消する場合に、實際上捜査機関として一番職務上被告人の動靜をよく知つておるといふのが検察官であるから、進んで請求権を与へるといふ趣旨でございませう。これは別に裁判所のほうで職權でやることを妨げるわけではないのでございませう。ここで検察官の請求により、又は職權でといふことで裁判所がさうなことをしようとするれば、裁判所は裁判所である。併し検察官の請求があ

つた場合には、それを裁判所が又考慮するといふやうな、どちらでもやれるといふことを建前にしたわけでございます。この点は別に、職権主義と申しますか、それとは直接の繋りはない、関係はない、かように理解しておるわけでございます。

○中山福蔵君 この九十六条の一項の改められる部分ですが、これはまあ職権、或いは検察官の請求ということになつて、決定でこれは取消することになつていますが、そこでその状態を逃亡とか、証拠隠滅とか、いろいろな動静を調査する方法ですね。これは大体警察官だとかいろいろな情報機関といふものがその間にきちや、直接検察官がその場に臨んで見ておるやうなことは少いのですから、そういうときには、正確を期するためにどういう立場をおとりになるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 大体検察官がその現場々々を一つずつ見ておるわけには、お話の通り行きませんので、多くの場合は警察官の報告等が基本になるのではないかと思います。さうな場合に、ただ警察官のほうから、何か電話一本来た、どうも逃げそうですと、或いは何か証拠隠滅しそうですと、或いはやうなことで、これは検察官としてはすぐに乗つては行かんとします。さうな場合には、実際に具体的にどういふことか、本人の家族はこれ／＼でいるわけだし、それから親もこのやうに見張りをすると、言つておるから大丈夫じゃないかといふやうなことを言ふだろと思ひます。それに對して例えば、家族が先行も告げずに今引越しの手配をしておる、どこか、大阪なら大阪のほうに行

くと言つておる。行先は聞いても教えないといふたやうな具体的な事情が出ていますれば、これはよろしい。そうすればその点の詳しい報告書を書かせまして、これを基準にしてやるというやうなことになるだろと思ひます。単なる一本の電話だけで、ああそうかと、言つてすぐ手続をするといふやうなことはならないだろと思つております。

○中山福蔵君 これは何です、一方的な立場で決定を求めて、そうしてそれを処断して行くといふことにもなるわけですね。若しそれが全然根拠もない、いわゆる根拠のないことで、この執行停止を取消したり、或いは保釈を取消したりせられた場合は、そのときには執行停止を受けた人間、或いは保釈を取消された人間に對してどういふ御処置をなさいますか。それをもう一回改めてお許しなさるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) さうな事実がわかつていますならば、それは当然先ほどの意見は間違つておつたといふことを裁判所に報告しなければならぬと思ひます。さうなことでなければ検察官の職責は尽せないと私も思ひます。

○中山福蔵君 それに對して何らか措置を講ぜられるつもりですか。又このままで放擲しておかれる所存ですか、それはどうなさいますか。

○政府委員(岡原昌男君) 大体この条文中、私はさういふ運用になると思ひます。と申しますのは、大体検察官は、やはり自己のやつた行為について、常にその成り行きといふものを見ております。例えば裁判所が

ら、これは君のほうからかういふことを言つて来たけれども、どうも弁護人のほうからの意見によるとかういふことらしいよ。ああそうですか、もう一度調べ直してみようといふことで、警察官のほうに、どうも話が違ふやうだがどうだ、間違ひかと思ひます。さうな関係で、事実関係がはつきりして参りますれば、それは前の請求が間違つておるといふことを裁判所に言つて、裁判所が従つてさういふ段階で放すといふことになるのではないかと、思ひます。

○委員(郵詰一君) この九十六条に、罪証隠滅自体を取消事由に加へられておりますが、罪証隠滅自体を取消事由に加へるというところは、それが唯一無二の罪証であるという場合だろと思はれるのであります。さうでなければ「罪証隠滅する」と疑うに足る相当の理由があるとき、だけで足りるのであります。さうすると若し罪証隠滅を九十六条に取上げるとすれば、六十条の勾留、八十九条の権利保釈についても同様な問題が起るのじやないかと思ひます。さういふ点、その点はどうかと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 誠に御尤もな御質問でございます。九十六条につきましても勾留、執行停止の取消或いは保釈の取消事由が現在書き流してございますので、それを整理して、ずつと一号から五号までにいたしてみましたところ、どうも前後の「逃亡し又は逃亡する」と認められる相当な理由があるとき、というのと、その次の三号の罪証隠滅を疑うに足る相当な理由があるとき、この二つを並べて見ると、ど

うもすぐわなないものが出て来たわけでございます。それですでに罪証隠滅するやうなものにつきましても保釈の取消をするといふやうな……、これは懲罰じやございませぬけれども……、といふやうなことにしたいのではないかと。唯一無二の場合のみならず、他にもあり得る、例えば或る事件について物証なら物証といふものが、例えば唯一無二であらうかと思ひますが、それと並行いたしまして、例えば確証の証人を作らうと思へば、これは幾らでもやはり作れるわけでございます。例えば、その犯罪の当時に自分はそこにおらなかつたという証人は、やはり何人でも作つて行けるわけでございます。物証はそれは確かに一つでございませぬけれども、その物証に關連してその事件を演ずるためには次々と隠滅して行く手だては、これはまああり得るわけでございます。さうなことも或いは虚偽の証拠物を作る、偽造の書面を作つて、実はこんなものがありましたと言つてあとから持つて来るといふやうな、すでにしてさういふ罪証を隠滅するやうな意図があれば、更に續けてさういふこともやるだろと……、それをただここに二つ並べましたのは、或いは要らないのではないかと、御質問御尤もでございます。ただ前の「逃亡し又は逃亡する」と疑うに足る相当な理由がある、すでに逃亡したやつは勿論のこと、逃亡する疑いのあるやつ、さういふやうに並べてございますので、すでに罪証隠滅したやつ、これから罪証隠滅するものについて同様といふやうな軽い意味で、実は両方の語句を合したといふ程度なものでございます。

○中山福蔵君 もう一点私聞いておきたいと思うのですが、九十六条の第一項ですよ。正当な理由といふのが、これは考えが人々によつて程度が違ふわけだと思ひますが、これはその裁判所にその認定を任せるわけですね。大体、その証拠といふやうなものをちゃんと明示して、そこで裁判官の判断を仰ぐ、かういふことではございませぬか。

○政府委員(岡原昌男君) その通りでございます。

○中山福蔵君 これは正当な理由といふのは、大変むずかしいかと思ひますが、これはまあ大体常識でかういふ場合はどういふことになつて来るのか、うが、なか／＼この点は注意してやはりお取扱いにならんと、問題が非常に結果として悪いことが惹起して来るのじやないかといふ憂いを持つのですけれども……。

○政府委員(岡原昌男君) 大変御尤もでございます。まあ正当な理由或いは正当な理由といふやうな言葉を使いますと、正当なりや否やの判断は実はお話の通り非常にむずかしいことになつて参ります。一つ／＼の事案によりまして本間に正当なのか或いはさうじやないのかといふことがかなりむずかしい問題を提示するわけでございます。で、今までのいろいろな裁判所の扱いの事情を申し上げますと、例えば病氣であつて出頭に応じかねる、或いは突発的な交通事故その他によりまして出かねた、或いはたまた／＼召喚を受けたときにどつかよそに行つておつて、本人の手に到達しなかつた、或いは本人には到達したけれども、そのときには丁度遠い所におつて期日に間に合わ

なかつたというのが最も典型的なものでございます。その他これに準じて取扱つておるようでございます。

○中山福藏君 この正当な理由があるというわけで取消しようという場合に、執行の停止或いは保釈権の取消というこの正当な理由に、まあそれは決定ですから決定して行くわけですが、それに對してこれは日にちを切つてこれに異議のある者は何日間の間にどうせといふようなことをお考えになつておることではないですか、あなたのほうで……これは正当な理由というのとになると、先ほど申しましたような一方的な考え方では断つて取消になつては大変迷惑だろつと思つて、一定の期間を設けて、これに對して異議のあるものは申し出よとか何とか、そこは幅を持たせることが遺漏のない手段がとられるのじやないかと思つたのですが、そこは如何なものでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 決定をした後につきましては、恐らく四百二十条の規定の關係で抗告といふふうなことになるだらうと思つてありますが、その前にあれする場合は、決定の前に事前に審判の手続をいたしまして、果してそれが正當なりや否やといふことを念を入れて調べる、さうなことになるだらうと思つて存じます。

○中山福藏君 抗告をするのにもなかなか相當の期間がかかりますので、私はそれを心配してそれでお尋ねしておるわけです。それでこれは一つの期間を設けて明示しておくほうが、抗告の期間を明示してそうしてきちんとしたほうがいいのじやないかと思つたのですけれどもね。例えば略式命令に對する

異議の申立期間を七日と定めたようなのはつきりした点があれば……、こゝういふ点素人には抗告の点はわからないと思つたのですが、一般的には期日をきつてきつて明示したほうがいいと思つたのですが、どんなものでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 普通の場合……。

○中山福藏君 それはもうわかつておるのですがね。私には普通の場合にはわかつておる。

○政府委員(岡原昌男君) これは普通の抗告の場合でありまして、これは普通であらうと思つておる。と申しますのは、即時抗告にいたしますと、期限を切つてございます關係上、それは知らなかつた、或いはあとで気が付いたといふふうなことで上訴権の回復とか何とかいふふうな面倒な手続になると、これはちよつと困難でございますけれども、これは普通の抗告でいつてもやれるといふことにしておいたほうが無難じやないか。これは今の訴訟法の建前だと思つておるけれども、さうに考

○中山福藏君 普通抗告の場合はそれはさうであります。これは保釈の取消しといふことで、この保釈といふものはその被疑者にとつては非常なもので、いつやつてもいいといふふうにする、その間に判決が確定してしまつたり、何かするといふことになつて、恐らく普通人には、大體法律知識の乏しい日本の國民のうちで罪を犯す人に對しては、さういふ知識は欠けておるのじやないかと思つたのですから、これは念を押しておくわけですが、これ

は即時抗告といふふうなあんばいにそこはおきめ願つておくほうがいいと思つたのです。どちらも立場がよくなるのじやないかと思つたのですが、どんなものでしょうか。普通抗告でも即時抗告のようにそれを明示しておくほうがいいのじやないかと思つたのですが、どう

○政府委員(岡原昌男君) いろいろ議論はあるところだと存じます。ただこれは保釈の取消の場合につきましても、これを言ひますと、保釈の取消で又入るわけでございますから、何となくおつたほうがいいのでございまして、又申請は別の理由で或いは同じ理由でも又事情が變つたといふことで何度でもできるわけですから、その当該の決定そのものについては争つておるといふことよりも、もう少しあとで手続したほうがいいのじやないか、實際問題として早く事が解決されるのじやないかと思つておる。例えば保釈を二回も三回もやるというのと同じように、それで大體片付くのじやないかと思つたので、大體現行法の通りでいいのじやないだらうか、かように考へるわけでありませう。

○委員(長(郵船一君) 九十八条の緊急の収益ですが、これは七十三條の勾留状、勾引状の場合でも同じような質疑があつたわけですが、令状提示の原則から見ても、人権擁護の立場から議論があると思つたのですが、どんな工合にお考へになりますか。

○政府委員(岡原昌男君) この七十三條の場合にも最初申上げたところでございまして、現行、現行と申しますか、憲法の建前といたしましては令状

がなければいかんといふことを建前といたしておりますが、必ずしもその令状をすぐ示さなければいかんといふほどには書いてないわけではございませう。英文によりましてはノー・オー・バー・ソ・シヤール・ビー・アプレヘンデッド・エクスセプト・アポン・ウアーレント、アポン・ウアーレントといふ言葉を使ひましてその根拠なしにといふふうな言葉の感じであるようでありませう。従つてこの場合につきましても全く七十三條のときに御説明申し上げたと同様に、決して憲法違反という問題にはなるまい、かように存じておる次第でございませう。

なお、附加して申上げますと、この場合には抜打的というよりは、もうすでに保釈の取消決定は出ておるわけでございますから、それに基いて例えば全國手配をなしておる。それで全國手配に基いて或る逃げた者を見付けたり。見付けたけれども肝腎の書類を持つていないからちよつと取りに帰るといふのでは、ちよつと急場に間に合いません。例えば池袋の駅前で見付けた、現にあれに間違いない。併し書類は裁判所に行かなければいかん、或いは検察庁に手配しなければいかん。それではとても駄目なものでございまして、すでに取消があることはつきりしておるのでございまして、その場合検事の指揮によつてこれをなし得る、つまり電話でどういふのを今見付けましたが、それは早速確かに出ておるから捕えたいといふようなことで事が処理されるのでいいのではないか、かように考へたわけではございませう。

○委員(長(郵船一君) これはちよつと言葉について伺うようですが、百六十

四條に証人の旅費、日当、宿泊料の返納の規定を今度加えられましたね。あれが正当な理由がなくして出頭しなかつたときには、ほかの宣誓、証言の場合にもありますが、費用を返納しなければならぬ。正当の理由があつても出頭しなかつたときは不当利得となつて民法上の返還義務が起つて来るので、正当の理由がない場合だけお書きになるのは却つて、ほかのことならとにかく、こゝういふものの返納としてはおかしいように考へるが如何なものでございませう。

それから従来前払といふことをやられておるのでございませうか。

○政府委員(岡原昌男君) 前払いの實例を調べてみましたが、全額前払いの實例はないようではございませう。ただ理論的には、一部前払いになるのではな

いだらうか。というのは、旅費日当を支給するのが、大體裁判所に出て来たときに渡すようですが、そうすると帰りの旅費はまだ現実に本人は実費を払つてございませうから、その分については前払いといふような形に現行法ではなつておるようではございませう。たださういふやかましいことは別といたしまして、現実に本人が金がないからという場合に、全額を前から渡したといふ實例はございませう。

それから不出頭の場合は、正当の理由があつても原則としては不当利得になつて民法上の返還義務がある、これはその通りでございませう。ただかような規定を新たに設けました趣旨は、さうな点も勿論考へないではないのでございませうが、従来前払いといふことが非常に今御紹介申し上げました通りに、實際上行われていない。で、証

人として出たいと思うけれども、例えば遠くの鹿児島なら鹿児島から出るには相当の金額が往復要するという場合に、何とか手がでないだろうかというように、何となくこれを法文の上にはつきりさして、あらかじめこれを全額前払いが出来るという趣旨を先ず書いて、それから出て来たけれども、証言を正当の理由なしに拒んだり、或いは結局出て来なかったという場合の手当を裏のほうに書くという事でございします。かような規定になりましたのは、第一回の法制審議会の答申の文言を御覧頂くとわかるのでございします。法制審議会の答申には、証人出頭費用の前払という第十項がございします。「一召喚を受けた証人が出頭に要する費用を自弁することができないため召喚に応ずることができない場合には、その請求により、あらかじめ旅費、日当及び宿泊料を支給することが出来るものとす。二前項の支給を受けた者が出頭の必要がなくなったときは、裁判所は、前に支給した費用の全部又は一部の返還を命ずることが出来るものとす。支給を受けた者が正当な理由がなく出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、前に支給した費用の全部の返還を命じなければならぬものとす。」これを受けて参りましたその第一項目の、前払いが出来るものとするという事は、「あらかじめ」ということで表現いたし、同時に会計法の第二十三条、予算決算及び会計令の第十八条はそのまま全部適用があるのだという趣旨を盛つて参つた。従つてその返さない場合だけを規定すればよろしい、で不当利得返還請求の問題は、おのずからそれにダブつ

ては参りますけれども、さような趣旨で規定した、かようなことでございします。なお附加えて申しますと、正当の理由がない場合は全額返還義務を負う。これは不当利得のあれでございしますが、なお正当な、例えば途中で来まして帰つたような場合もこれはございします。さような場合には不当利得の限度においてこれを返還させる、まあかような區別は出て参るかと思ひます。細かい点でございしますが……

○補見委員 前の百五十三條の二について、毛利参考人は、本条を設けた趣旨がよくわからないという事を言つておられました。この逐条説明書を見ますと、「公判開廷の時刻に正確に到着するようにいわざるを要する」といふのが書いてありますが、實際さういふことをやつておるのですか、そのことが一つと、もう一つは「警察署その他の適当な場所」とありますが、「その他の適当な場所」といふのはどういふことを指しておるのか、その二点をお伺いしたい。

○政府委員(岡原良男君) 只今の五十三條の追加の点につきましては、全国的な統計はございせんが、東京の地方裁判所で調査した結果によりますと、月に二、三件はきつとあるようでございします。従つて推定では年に全国で百件ぐらひはあるのではないかと、うことを申されております。然らば証人の留置はどうかといふ事になりますが、人の留置はどうかといふ事は、実際に例へば午前十時の開廷時刻といふことになりまして、距離の関係ではその解説書にございします通り、ちやうどその時刻に着くように向うを立たなければいかにために、真夜中申出たりす

るわけでございします。と申しますのは例へば早朝午前一時二時頃に東京に着きますと、それからあとどこに置いていいかわからない。裁判所の構内に、適当なところにたどつてとしておりますれば、それも一つの方法であるかも知れません。さういふことで困りますので、今のままにしておきますと、さういふ夜中に山越えしたり、必要のないのにわざわざ夜汽車を利用して来ると、それは決して証人自身に有利なあれでないのみならず、護送する人も大変な苦勞なんでございします。そこで今回の改正はさういふ双方の立場を考えまして、護送されるほうも身体が楽なように、護送するほうも身体がさう無理にならぬといふような趣旨でございします。場所といひましては、一応は保護室程度のものに入れておいて簡単に逃げ出せない。併し別に錠がかかつてゐるわけではない、一緒に看守と寝ても、まあ囲りが何となく目があるから逃げにくい、さういつた何を予想してゐるわけではございしますが、併しこれは適当な場所といふのは、証人が非常に身分の高い人で、自殺の恐れもない、逃亡の恐れもない、たま／＼いやだ／＼といつて拘引状は出たけれどもといったような場合には、検察庁や裁判所の宿直室、或いは場合によつては宿屋でもいいのではなからうか、かように考へておるのでございします。従つてこの点は、連れて来られる証人の地位、身分、それから實際の何と申しますか、連れて来る途中の態度等も考へまして、臨機応変に適当な場所に泊めておくといふやうなことになるかと存じます。

の総則の改正までの部分は、大した問題はないのじやないかと思ひますが、御質疑があればお願いして結構でございします。……それでは午前はこの程度といたしまして、午後一時半から再開いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(都祐一君) 午前に引続き、今より委員会を再開いたします。

午前で大体総則の部分についての御質疑は済んでおるのでありますが、ちよつと私百八十一條について法務省の意見を明らかにしておきたいと思ひます。百八十一條の被告人の訴訟費用負担の点であります、百八十一條一項に但書を加へまして、被告人が貧困のため訴訟費用を納付できないときはこの限りでないといふことをいうておりますが、この新設の但書の「この限りでない」といふのは判決言渡の際に免除する旨を明示することになるのであります。つまり、或いは負担を命じなければそれで免除したことになるのではありません。つまり、判決の理由中にこの但書を引用して説明すれば足りるのであります。如何なる方法によつて「この限りでない」といふことを明瞭にするのでしようか、その点を伺いたいと思ひます。

○説明員(下牧武君) 判決本文で一応負担を命じておいて、それを免除するといふ手続にございせんが、判決で何も訴訟費用の負担を命ずる言渡をしない。言い換へれば、本文では黙つておる、こゝういふ関係でございします。それでそのものを理由中においてその旨を明示するか否かという点は、裁判

所規則のほうに譲るつもりでございまして、恐らくさういふことになるのじやないかと思ひます。又放つておいても自然に判決理由中でさういふことを明示するように運用されるものだろうと、かように思つております。

○中山福藏君 これはお尋ねしておきますが、「訴訟費用を納付することの出来ない」といふのは、判決確定のとき現在を以てそれをおきめになるのですか。或いは時間的には一応訴訟費用といふものを納付すべしといふ命令書が向うに到達したときの状態で置きめるのですか、どちらですか。

○説明員(下牧武君) この条文の狙つておりますところは、判決のときにおいて果してそれだけの能力があるかどうかといふことを判断いたす趣旨であります。一旦訴訟費用を命ずる判決がございまして、それが確定して、それを執行するといふ段階において本人が納められない事情が出て参りましたときは、刑事訴訟法の五百條に「訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部についてその裁判の執行の免除の申立てをすることが出来る」と謳つておる。この規定の改正も後ほど出し参りますが、こちらのほうで賄つて行くといふ関係になつております。

○中山福藏君 そうすると、大体結論としては、同一の事項に落ちついて来るような感じがいたします。これは區別して設ける必要がありそうですか。

○説明員(下牧武君) 判決が確定してからこの申立をいたしますにも、一々やはり手続を要するわけでござい

す。初めからこういう被告人はもうとても訴訟費用が納められないというところがわかっていような場合に、わざわざ言渡をしておいて、免除の申立てをさせるというよりも、あらかじめ裁判所でその負担を命じないということとで済ましたほうがいいんじゃないか。これだけの考えに基くわけだ。思想は同じ思想でございませう。

○中山福藏君 判決言渡の当時ということはどういうふうな調査方法によつてそれがわかるのですか。

○説明員(下牧武君) これは恐らくこういう規定が出ますと、裁判所から本人に聞く場合もございませうし、或いは弁護人がついておられれば、あらかじめ負担を命じないで置いてくれという御注文もございませう。又通常の場合におきましては、本人の資産状況というふうなものはやはり生活環境というそのものの一つの重要な資料になりますから、その点は裁判所において情状を斟酌する際に十分調べるわけでありませう。又檢察官のほうにおきまして、それに応ずる証拠を提出いたします。そういう関係で、自然にこの被告人がその負担能力があるかどうかというところは審理の過程において明らかになつて参ると存するのであります。

○中山福藏君 これは非常にむずかしい点だと思つた。五百条の関係を今引用されて御説明になつたのです。これは私も多年の経験によりまして、被疑者の頭の程度なんです。被告人の頭の程度によつて隠匿する能力というものが普通人よりも冴えておる場合においては、非常に巧妙に隠匿する。殊に徴税関係においては徴税を免

がれるために巧妙な手段をとつておる。例えば税金を免がれるためにアパートに住んでおる。そして第三者の名義で莫大な資産を持つておる人間がたぶんあります。アパートの六畳の部屋におりますと、大概徴税吏が来てもこれくらいの程度だつたらと帰るのです。そうすると、我々の知つておる人間でも相当財産を隠匿しておる者があつた。だから通一連の調査では訴訟費用を負担するが、しないかという判断は、ちよつとむずかしいんじゃないかと思つた。ところが、国選弁護の際において、国選弁護料というものは、一定の規則によつて今お払いになつておるのですが、結局憲法上裁判を受ける権利というものは決して剝奪されないし、当然国民というものはそれを享有しておるわけだと思つた。が、やはりこれだけ世間が経済的に逼迫して来ますれば、これはやはり国としてまたた徒らにできるだけの被告の立場をよくしてやろうという単純なことではないかと考えますから、訴訟費用の負担についても相当国家という観点から取れるものは取つておくほうがいいんじゃないかと思つた。そうすると、判決言渡の当時における状態で今お話しやつたくらいの程度でどうですか、わかるのですか。もう一遍一つその点を念を押してお尋ねしておきます。

○説明員(下牧武君) 法律にはこう書いてあります。「但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは」というので、どちらかその点は裁判所としてもはつきりしないという場合には、これは免除を言い渡す限りじゃないことになると思ひます。それから

テレビカルな例を申し上げれば、住宅不特定の宿なしが例えば強盗なら強盗をいたします。窃盗をいたします。その一部について、争いがあつたので証拠調べ、証人を呼んでみたり或いはこの鑑定を命じたりしたという場合に、その鑑定費用が例えば一万円かつたような場合には、これはとても払う資力が無いということが明らかでなければならぬ。そういう場合にはどうも得るわけですね。そういう場合にはどうも訴訟費用は被告の負担とするとやうなことがあつた。それから執行しようということが明らかでなければならぬ。そういう場合にはどうも執行のしようがない。そういうことが明らかでなければならぬ。そういう場合にはどうも待たずとも、裁判のときに負担を命じないでなければいいんじゃないか、こういうことになりませう。

○中山福藏君 私は費用負担の点は三年間くらい余裕を置いてその間にないというものが明らかになつたときは、免除するということのような条件を一つ付けておくほうがいいんじゃないかという考えを持つておられます。そのときの瞬間的な判決言渡しの当時ということに局限して考えるということでは、国家的な立場からどんなものでしょうか。やはり相当期間というものはここに置いて、取れるものは取るという処置をしたほうがいいんじゃないでしょうか。

○説明員(下牧武君) 御説の通り判決の当時は非常に貧困そのものであつた。ところが何かの拍子で非常に資産を持つようになつたという場合があり得ると思ひます。そういう場合に、そういうものをいつまでもペンデングにしておくのがいいのか、或いは一応判決の当時というものを標準にして、そ

ここで事件はとにかく起きた後にそれが裁判にかかつて、そのときに一応結末がつくのであります。そこでそのときに結末をつけておいたのがいいかどうか、こういう問題になると思ひます。それでその判決の当時非常に貧困な者があつたからこれは金を相当持つようになるといふ事例が多いということになりますれば、それはそのとき取つてやればいいんじゃないかということにもなるかと存じます。一応大体の場合においては、そういう連中があとに成功するということとはもう殆んど稀な場合でございまして、考え方としては一応ここで打切るといたしまして、それ自体が國家に對してそんな大きな損失にはならんんじゃないかというふうに考へます。御尤もな点はあつたと存じます。が、明らかなる場合は、その明らかというものが一応見通して納められるか、納められないか、納付することができないことが明らかなる場合ですから、言渡は判決のときの状況を資料として判断いたしますけれども、これがいざ執行の場合に果して納められるかどうかという点で、むずかしいというところが明らかなる場合と、こういうふうに裁判所が判断するわけにございませう。さうな一つ御了承をお願いいたします。

○中山福藏君 これは個々別々にお取りになつて、単一の場合をお考えになると、必要にないくらい小さなものです。併しなから八千三百万人が一万出しても八千三百万ですから、そんなやうなわけで、これは小さいといふことのようなお考えを一つ何といひますか、脱却してもう少し総合的な立場から國家全体という立場から見ますと、相当金額に上ると思ひますが、だから

私はその点を念を押しておるわけでありませう。それで個々別々の立場だけをお考えにならずに、もう少し大きなところから総合的にのお考えになるほうがいいんじゃないか、それにはやはり一定の期間を設けることが必要じゃないかと思ひます。そういうことは審議会のときには議題に上りませうでしたか。

○説明員(下牧武君) これはほかに問題もたくさんございませう。審議会は通つたのです。ただ総合的にも考へていないわけじゃないのであります。例えば次の百八十四条の改正を御覧いただきますと、これは正式裁判の提起をしておきながら、それを取下げたような場合、そのための費用を現行法では明文で以て負担させるわけにはいかない。今度はそういう場合は費用を負担させるやうに直したらいというふうな積極的な面もここに載つておりますので、大体の場合において裁判所の判断に任せて支障がないのじゃないかという場合を、ここに百八十一条において取上げたというところに相成ると思ひます。

○委員(鄭祐一君) 只今下牧参事官の触れられた百八十四条であります。が、正式裁判請求取下げの統計的な数字といふものはどんなになつておりますか。殊にその場合に訴訟費用を伴つた案件といふのは、どういふものでございませうか。どのくらいのものでございませうか。その点ちよつと調べておるのでございませうが、訴訟費用を伴つた案件の事例というものがちよつと統計的にまとまつておりませうので、いづれ個々の期間を限つて具体的に

を付けられず、そのまゝを受けて、足らんとするは勝手によそから持つて来て公判を持ちなさいということでは、公訴官としての任務は到底尽されるものじやございせん。その意味でここで檢察官は捜査に關し百九十三條の第一項は、司法警察官の行つた捜査に關し必要な指示をすることが出来る、そういう公訴の任務になつてゐる。檢察官としては、送つて来る捜査がうまくできるやうに注文を付けられなければ、本當の公訴官としての任務は尽せないじやないかというところ、捜査に關し必要な指示が、言ひ換えれば、いわゆる注文を付けることができるというのが前段に入つておるわけでありませう。ところがそれで以て何でもかんでも檢察官が一々細かい注文を付けるということにいたしますれば、最初に申し上げた訴訟法の根本建前を崩すことになりませうから、そこで總括を附けて、これが後段であります。この場合における一般的指示は公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項、公訴官としての立場から考へるといふこと、それから細かいことを一々言わずに、大きな重要な事項について注文をするならしなさい。而もやり方というのはいわゆる準則といふものを定める方式で以てやるべしといふやうに注文が後段において定められてゐるわけでありませう。ところが今度の改正の問題になりましたのは、例の破防法でございませう。そのときに破防法の事件につきましては、警察官が個々の事件に着手する前に、檢察官の承認を得るといふこと、それからその他押収、差押、そういう強制処分をする場合には、檢察官に連絡協議して十

分その承認を得てやるやうにするといふやうな趣旨の一般的指示をいたしたわけでありませう。そのときに警察官の言ひ分といたしましては、ここにいう公訴の實行とあるのは公判において公訴を維持するための意味しか持たない。そこでこの「一般的指示をなし得る範圍」といふものは、本来公判に出す書類の様式くらいを定める権限しかないので、こういう國警本部の意見であります。それでは本来の百九十三條の狙いとしてゐるところとは全然違ふじやないか。条文を見ましても、その「捜査に關し必要な一般的指示」といふのが前段にございませう。その理由は先ほど申し上げましたやうに、檢察官がただ握え膳を食わされて、まづい飯ならまづい飯で全部自分でそれを跡始末をして一々全部黙つてやらなければいかんといふことじや公訴官としての任務は尽せないから、この料理を作る場合には、こういうふうにしなさいといふ注文が付けられるところから出ている規定でございませうから、捜査に關してと書いてある以上は、捜査そのものは何らの注文も付けられない、ただ書類の様式はこういうふうにしなさいという準則、そんなものではとても檢察官として、公訴官としての任務は尽せない。それこそ法律の読み方を不当に狭めてゐるもんじやないかといふことで問題にいたしましたわけでありませう。そこで公訴を實行するためといふのを公訴の維持、公判における公訴の維持のみに限られるといふ狭い解釈があつたものでせうから、いやそういう意味じやありません。少くとも公訴官としての立場から捜査が適正に行くやうに注文が付けられなければ、檢察官としてどう

して公訴の實行ができませんかといふところから、その趣旨を明らかにする意味におきまして、「この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な云々」といふ文句に今度改めたわけでありませう。そこで出て参ります疑問は、そういうことをすると、それでは個々の事件についても……、その前にもう一つ申し上げておきますが、然らば破防法の場合に本當に公訴官としての立場から個々の事件の着手を檢察官の承認にかからしめる必要があつたかどうか。これが實質的に問題とされるべき点だらうと思つておられます。その点は御存じのやうに破防法違反のやうな種類の事件、言ひ換へますれば、例えば内乱を煽動するやうな文書が一つ或る自治体に現れたといひます。山梨県なら山梨県の或る自治体にそういう文書が現れた。それから又別に東京の豊多摩なら豊多摩でそういう文書が現れた場合に、ばつとすぐ文書が出たからといつてすぐその事件の捜査に着手いたしますならば、そういう事件は一連の關係を持つておつて、中央で以て或る程度統制をとつてやつてゐる違反でありますから、具体的に山梨県なら山梨県で出たといふ事件をすぐそれで着手されるということになれば、すぐにほかにも響いて参ります。然らば檢察官は山梨県の警察が検挙したものの、或いは豊多摩の警察が検挙したその事件をそのまま検挙しておいで、それをあとから集めて、果して破防法違反事件としての中心を突いて本當の公訴といふものができるかといひますれば、それでは事件はできないのであります。そこで檢察官がそういう

場合にどういふ統制をとるかというところは、檢察官が實際その事件の端緒に基いて、或いは破防法事件のこの文書といふものは、こういう關係から來てゐる。それでこの關係からここに手当しなければいけないといふ計画の下に一つの検挙をいたそうといひます。すなわち、その場合は成るほど第二項で、「檢察官は、その管轄區域により司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることが出来る。」この場合には、第二項の指揮権によつてその調整をとれるのであります。その統一處理の指揮をいたします前に、個々のところでばんぱんこれが統制なく捜査に着手されることになりませう。その統一處理を要すべき事件そのものの本体がちよつとした最初のきつかけから崩れてしまつてしまつてゐる。そこで檢察官といひましたのは、その場合はちよつと待たせまして、その場合は承認を求めなければならぬ。こういうときは檢察官正に対してこういう事件の端緒がある、こういう文書が頒布されておる、とがあるといふことになりませう。それをすぐ中央でまとめることによつて、この事件の統制をとる必要があるわけでありませう。そこでそういう必要があるからして、その場合にはまだ事件が出たといふだけでありまして、檢察官が然らばそれで以て統一的な方針に基いて検挙の肚がまえをきめてゐるというわけじやございせんから、どうしても第二項の一般的指揮といふものをその場合に發動することは法律を逸脱した行動になる。その場合には全

いふものを実行するためには、公訴官の立場をいたしましてその事件を一応待つたといふことくらいのことには注文を付けざるを得ないのであります。それでなければ、本當に山梨で起きた事件は一応山梨県の警察でばんと検挙されてそれを檢察官に送られる。それを受けて立つただけで破防法違反の事件の捜査といふが、それをまとつた公判廷に持出して、こういうやうな大きな何をしておるのだといふ主張は公訴官としてはできません。やはりそこで固まつたものにして事件といふものの全貌を出さなければ、本當の公訴といふものはできないのであります。その意味においては捜査を着手する前にちよつとお待ち下さいといふ趣旨のことを一般的指示で出したわけでありませう。ところがその際にこれは内輪話になりませうけれども、國警のほうでは、いやそういうことは檢察官のほうでやらねなくとも自分のほうで統制をとるから、そういう一般的指示を出すのは待つてもらいたいといふことがございませう。勿論一般的指示を出します前には、國警からも來てもらひまして、そうして全部檢察官とも打合せして、一旦國警の係官は承知して帰つたのであります。帰つてから後にこの問題について、上司のほうかどうちか知りませんが、異論が出ただらうと思ひますが、それでもちよつと待つてくれといふ理由、あにはからんや我々の手帳もない一般的な準則といふのは、送致する上においての様式を定めるくらいしかできないといふ解釈を持つております。そうしてこれがいわゆる解釈上の正面衝突を來したことになるのであります。そういう關係でありまして、

我々としたしましては当然ここに規定されている通りの趣旨、それから文言から言ひましても、或いは規定の本来の趣旨から言つても、それについてそういう解釈が違ふから通牒には従わなくてもいいという通牒が中央から流れるというようなことになりまして、この刑事訴訟法の運営というものはできなくなる。それで国警としては話はずな

おいては今この点について言われてお
りますところは、破防法の違反の事
件について個々の捜査の着手に承認
を求めるということでできるといふの
であれば、それは横職事犯一般とか、
或いは殺人事件一般とか、窃盗事件一
般とか、そういうものについても同じ
ような理窟が立つんじゃないだろうか。
そういう理窟が立つとすれば、司法警

である檢察官というのが刑事訴訟法の根本建前をこわすような指示がこの法律に基いてできるかと申しますと、それは今までどんな指示をいたしておりますかという点、一つは捜査書類の様式であります。これは最高検察庁から出してあります。それからもう一つは、微罪処分をいたします場合、言い換えば警察限りで処置のできる軽微の事

の運営管理の面には入ることだと思ひますが、そういう違法なことは我々としては認められない。でありますから、一応この形においてやつて、その代り国警本部の意見を無視するのじやない、実際の場合にはよく連絡してやろう、こういうことで我々は主張して参つておる、こういう事情でございます。

○楠見義男君　そこで実はこの間の公明
聴会でもいろ／＼の意見があるので
す。例えば馬場検事正は、本条の改正
は現在と変らないのだ。現在でも解釈
上は明らかなんだが、一部には疑義が
あるから、その点を明らかにしておる
のだという御陳述です。それから警察

とへ戻りますが、そういう破防法の違反の全国的にばら／＼と出たのは、自分のところで統制をとるところおつしやいしましたが、我々考えてみますという、国警本部は運営管理の権限は持つておりません。同じ国営地方警察の中でも運営管理の権限は持つてないし、まして自治体の警察に対して運営

警官が自主的な捜査権を持つていると
 いうことの刑事訴訟法の本来の建前に
 反するんじゃないか、こういう議論にな
 つて来ているわけでありまして。その点
 は私どもももう少し法律的にお考えを願
 いたい、こう言っているわけなんです
 と申しますのは、いやしくも旧刑
 事訴訟法から新刑事訴訟法に変わりました

件の基準、枠をきめるのにこの程度のものなら警察で処理してよろしいといひう微罪処分の枠をきめているのが一つ、それから先ほど申上げた破防法に関する指示、この三つしかいたしておりません。本来警察で国警でも自治警でも作つておられます犯罪捜査軌範といふようなものも一般的指示によつて

○補見義男君　一つの法律の規定の解釈がお話を承わつておりますと、検察庁側と警察側とが異つた解釈をしておるようにとれるのですが、そういう同じ国家机关で、而もできてゐる法律の、公権的解釈を異にするという場合の、公権的にこうだということとはどこでやるのですか。

のほうは警察のほうで、何も本条を要する必要はない。現在でもうまく行っているのだ。これは逆に平地に波乱を起すようなものだという反対意見を述べておられます。併しそれは今お聞き及ぶしましたように、従来の意見の相違がそのまま反映された陳述だと思えます。ただ私ども注意するのは、小野先

管理の権限は持つていない。それを國警本部がやるとおとしやるから私はびつくりした。そんな権限はどこにあるか。そういう違法なことをやるうということは法務省としては到底承知するわけにはいかない。而も破防法という事件は、單に檢察官が警察のあれを受けるに立つただけじゃ、どうしても本來

て、捜査の第一次責任者は警察である。檢察官は本来公訴官としての立場を主としてやるという建前ができておつて、その後にあるこの規定を動かす場合に、その建前を変更するような建前にもとるような指示ができるかどうか。明らかに私は窃盗事件について、破防法のときのような特別の事情

できるとは存じますが、それは警察で折角お作りになつてゐるもの、それを権限争ひのような顔をして、それは俺のほうから出すべきものであるといふので、その上にかぶせて同じようなものを出すというやばなことは検察庁としてはしたくない。ただ我々としては公訴を実行するために必要な限度にお

○説明員(上牧武君) これは特にそれを法則に拘束力を持つた意見を定めるものという趣意はございません。それで本来の場合は、大體法律の主管局に任せる。それから法務局の第一部でございますが、現在あそこが拘束力は持たないから一応調整をとるといふ形になつておるわけがあります。この問題が起

生が述べられておるのは、従来の権限をいささか拡張するという言葉をお使いになつておられます。そこで小野先生の例で行けば、この捜査を適正にすることが従来の捜査に關し一般的指示というのにいささか拡張されたようにおとりになつてゐるんじゃないか。それは実は小野さんに伺わなければ

の公訴をやる面においては、普通のやり方ではできない事件であります。これはどうしても統一的に処理しなければならぬ特別の事情がある事件であります。そこでこの法律を文字通り読みまして、その範囲において一般的な準則という形で破防法事件の指示をした。それが今日まで根を引いているわ

がないにかかわらず、いわゆる公訴官として本当の公訴をやる上に特別の事情がないにもかかわらず、そういう指示をいたしますことは、明らかに違法な指示だと思えます。ですから詐欺罪についてこれができるというのは勿論違法なことでもあります。その違法なことを前

いてのみ一般的指示の規定を動かすという意味において、従来の突觸の運用から申しまして、今申上げた程度のことしかいたしておらない。而も破防法の運用というものは、何としても破防法をまとめて、そうして破防法の事件というものの実体を突いて完全な公訴ができるかといつたら、檢察官が中

ましたときに、実は法制局にも話があらつたのでありますが、そのときの長官の御意向では、普通の場合はちよつと行過ぎだろうけれども、この場合はセーフというところじゃなからうかというようなお話だつたのですが、併し正面切つて法制局からこれはどちらが正しいという意見は出ておりません。

ばわからない問題ですが、そういうところがやはり本文の改正規定の中に含まれておるのではないか。具体的に言いますと、恐らく今法制局のほうからでも御意見としてお述べになつたこの程度ならというのは破防法の問題だと思ひます。それはここで言っているのは、全般の犯罪捜査に関する一般的指示

けであります。そこでそういう指示をするのは、その後ここにいる準則というのは捜査書類の様式くらいだけに限られる、捜査には檢察官は一言もタッチすべからずという議論はいつのまにか困警のほうから消えまして、最近に

第四部 法務委員会會議録第十七

提にやるという仮定の下の議論だと思
います。ところが警察のかたにこう申
しちや何だと思ひますが、やはり警察
官と檢察官が違ふところは、これは法
律家であるかどうかというのが根本的
な差でございます。いやしくも法律家

心となつてまとめる以外に法律的には
調査の途がないのであります。それを
国警本部が自分のところでまとめてや
るからというその主張自体は事実上の
問題としては考えられんことではないと
思いますが、これは明らかに法律違反

○楠見義男君　そうすると、法制局に
そういうことを求めれば、法制局とし
ては公権的な意見を出し得るわけです
ね。

○説明員(下牧武者)　一応法制局とし

と、こういうことなんで、それを破防法についての捜査に關してあらかじめ承認を得させるということとは、具體的な一つの破防法違反という犯罪に対する指示だ。従つて一般的指示というよりも、その意味に關しては具體的な指

示に入つてゐると、こういう問題になるかと思ひますが、この改正法では実は明らかではないわけなんです、ただ捜査に關して、こういう捜査を適正にしという言葉が先に出て、一方ではいささか従来の権限を拡張してゐるといふ何がある、余計警察側としては今までの規定ではその点は或いは自分のほうは正しかつたかも知れませんが、こういう改正をすることによつて自分たちは今まで反對をしておつた、檢察側の意見がそれを裏付けするような改正になつたのだ、こういう誤解といひますが、新しい従来の規定にない部分が増えられたという問題が起つて来るのではないか。その点はどうなんですか。

○説明員(下牧武君) 警察のほうの解釈に従ひますと、これは新たにその点が拡張されたということになります。それから私どもが考えておりました解釈については、当然の従来の解釈をそのまま明らかにした。それは先ほども申し上げましたように、捜査そのものには全然タッチしてはいかんとしよう、最初、とても行過ぎといふか、強い反對が警察からございました。そんな馬鹿なことはあるものか、といふので、その点は大体警察も公訴と無關係の捜査はあり得ないといふことは認めまして、それでは個々の事件の捜査に今度はタッチして来ちや困るじやないかといふことなんです。我々といひましたは、捜査といふものの一般的指示なんといふ文句だけの解釈なら、どちらにでもとれるじやないか。併し百九十三条の第一項の本来の精神といふもの、これがどういふ建前の下にどこを狙つて実質的に置かれてゐるかとい

う点を検討してみることがあるんじやないか、そうすると、或るほど警察と檢察官の捜査に關する権限の分配、これはもう動かすべからざる原則、その原則を受けた規定として、それでは檢察官は警察官の据え附ばかり食つておれればいいか。そうして統一処理をしないで、どうしてもそうしなければいけなくて、どうしてでもそうしなければいけなくて、統一処理をしなければ本當の公訴といふものはできない。そういう事件までもばら／＼にしたものを据え附を食つて、あとから集めてまとめようといつたつて到底まとめることができないやうな事件まで、檢察官は据え附を食わなければいけんのだといふことになる、公訴官としての立場はなくなる。そして公訴官は必要なら一応の注文は付けるといふ実質的な理由にこの規定を設けなければおかしいじやないか。だから理想と現実との差でありまゝ。そこでそういうふうに読んで行つた場合に重大なのは、本當に公訴を実行するためにこれはやらなければ檢察官は困るという事由があるかどうかといふ点だと思ひます。そこで理屈の付け方によりまゝすれば、如何に一般的な形でやりましても、個々の事件が起きた場合に、あの原則に反するじやないかと文句が言えない原則といふものは、準則じやないものであります。そうしたらやはり個々の事件にタッチすることになる。ですから個々の事件にタッチすることをどうも他方においてタッチすることがいいか、又檢察官が個々の事件にタッチするといふ場合には、公訴官として公訴しなければどうにもならんといふやうな事情があるかどうかによつて判断さるべきものであります。それを一切まかりならんといふことになりますれば、破防法のような事件の公訴について、公訴の要件を檢察官に負えと言つても、檢察官としては負い切れません。ばら／＼に起きた事件をばら／＼と勝手にやるというやうなそういう捜査……それでは何といひますか、公訴官としての檢察官の立場はそういう立場のものじやありません。裁判官ならよろしいといひます。持つて来られた事件はこれは駄目だ、無罪だと言つてば／＼放せばいい。併し処罰しなければ又実質的に犯罪が行われておるやうなものを、ただやり方がまづかつたかといふことで、直ちにそれを裁判官のやうに簡単にはならぬといふ立場は檢察官としてはないものであります。やはりそれをまとめて罰すべきものは罰するといふ立場に、許すべきものは許すといふ立場に行かなければならぬ問題であります。でありますから公訴と捜査といふものは本来一つの方向に向いてゐるわけなんです。頭からこれをすなおに読んで行けば、檢察官が破防法についてどういふ指示を出したから、窃盗でも殺人でも何でも出せるというやうな解釈をとられること自体がおかしい。この法律の建前を以て、いやしくも法律家から見ればそういう解釈の出る余地がない。文句だけをみてゐますと、或いは破防法についてどういふことができれば、濃職でも何でも立派にできるじやないか、そういう議論は立たんことはございませうが、それは文字上の議論であつて、法律的な議論ではない。かように私どもは存じておるわけなんです。

それではこの点は然らば如何なる場合に本當のボーダーラインなるか、どうして個々の事件に檢察官がタッチしなければならぬやうな事件がはかにあるかと考えますと、今のところはやはり破防法以外にはちよつと考えられませんが。公職選挙法なんかの参議院の全国区の違反でございませうか、これなんかその必要があるじやないかといふことも理窟の上では言われるかも知れませんが、実際それをしなれば檢察官が公訴の適正な維持はできないかといふと、そういうものじやございませう。やはりこの種の事件は出たところを集めても、あとから公訴の實行ができる。そういうものにこれを使うといふのではないのであります。最小限度の本當に必要な場合、檢察官がどうにもならぬといふ事件だけ破防法のような事件をどうして公訴を維持するか、或いはどうして公訴を提起するか、その場合のみ抑えてやろう。これができないといふ議論じや檢察官としては困る。こういうことなんでありまして、法律的にいろいろ議論はございませうけれども、本法の趣旨はそういうわけでありませう。それで團藤教授とか江家さんとか、學者のかたは大体警察側もその方向に反對なんではございませうが、その趣旨は又一つの非常に理想的なんです。檢察官なんといふものは成るべく捜査から離れなさい、公判において法廷の活動を中心としてやつて、捜査に成るべく警察に任せようといふやうな言われる。これは成るべく将来の訴訟法のあり方として、又本来狙つてゐる建前として理想的な姿である。學者として成るほどそういう方向に持つて行きたいといふ意見は私は十分尊重すべきであり、又よくわか

るのであります。そこで小野先生なんかは現実を見なければいかんじやないか。現実を見れば、と法制會議会ではこういう言葉をお使いになりました、捜査と公訴といふのは連続の非連続である。それで捜査の結果といふものが自然に公訴に影響を及ぼすと同時に、公訴といふものから逆に今度は捜査といふものに或る程度の反射といふか、反映といふものが来ることは避けがたいものである。そこでそういう実情に即してこの程度のことであれば現行法の解釈としてもできるんじやないかと、これは法制會議会で言つておられた。その意味で特に改正の必要はないと思ひ、併しそこに疑義があるといふことであれば、余り行過ぎたことはいかんが、この程度のことならば「その他の捜査の適正に」という程度で、そういうことを現わせばそれでいいんじやないか。これが小野先生のほうの御議論であります。

○補見義男君 今の具体的な破防法に關する事前の捜査承認の問題は、一般的犯罪といふよりも、破防法違反といふ具体的な問題に關する指示ですね。これは現行法では檢察側は入るといふ解釈で、警察側は一般的じやないから入らないといふ解釈、それはさうです。○説明員(下牧武君) そういうわけでありませう。○補見義男君 そこで馬場檢察正なり或いは小野先生とかさういふ方々はこういう規定を設けることによつてその点が明らかになつたやうに了解されての参考意見の陳述があつた。ところが一方お話に出ました團藤教授のごときは、例えば「捜査を適正にし、その

他」とあつて、捜査を適正にしという言葉が単なる例示であるならば、現行法と變らない。従つてこれは改正する必要がないと思ふ、こういう御意見であつたわけなんです。そこでこの条文を見てみますと、今の具体的な例えは破防法違反に関する問題についての指示のような問題を含むか、含まれないかというのを解決するような規定の改正振りではないわけです。これで見ますと、ただ捜査を適正にしという言葉が入つたのと、今までは公訴を執行するのにとつての言葉を公訴の遂行を全うするといふ言葉が變つただけで、こういうふうに改正をしても、依然として今までと同じように思ふ。そこで先ほどお伺ひしたのですが、公権的な解釈はどこですのかといふことをお伺ひしたのはそういう意味なんです。が、改正をしても依然として問題はそういうどこかで公権的にやらない限りは残るんじゃないでしょうか。馬場さんなり、小野さんの気持はわかつていても、これは公権的ではないわけですね。その点はどうなんですか。

○説明員(下牧武君) これはおのづから国会の審議の経過においても明らかになるんじゃないか。小野先生も言つておりましたように、捜査には全然檢察官は容れちゃいかんといふのはこれは行過ぎだろ。これは現行法の解釈であり、当然のことです。然らば具体的に事件にタッチする面はどうかと言いますとこの面は一般的問題としては法制審議会でも違法である。ただ破防法の事件はわしとしては何とも言えない、こういう種類の事件は何とも言わんが、然らば殺人とか詐欺とかいふものに及ばせるか

といふことは違法である。私どもそれは違法であるといふことはつきり認めております。ただそういうふうになるとおつしやるが、これは私どもの頭で見て、法律家として見た場合には、どうしてそんな解釈が出るのか、むしろ不思議なくらいであります。そういうふうに一々法律を文句だけ見てそういうような解釈が出る余地があると考えられること自体が、私はどうもそういう考え方が危いんじゃないか。むしろそういうふうな気がしているわけでありまして、それで現実の捜査の面を御覧になりましたら、現在檢察官が成るほど公訴官としてじつとしておつてできれば一番いいのであります。私もそうあるべきで、そういうふうな警察の素質をよくして、そうして檢察官が協力して、檢察官は受けて立てばいいという立場に持つて行くべきだろとそう思つておるのであります。が、この間ちよつと交通事件の記録を十件ばかり東京の区検から取寄せてみた。一番簡単な駐車禁止区域に車を停めたといふ事件を十件ほど取寄せまして、たしか四件だと思ひますが、私その記録を見ましてこのまま起訴したら無罪になる事件、而も交通主任といふのが調書を取つております。そういう捜査の下において檢察官に何も捜査には文句、注文を付けずに黙つておいて、俺のやつたことは独自の捜査権だから、それを持つて来てこれ／＼お願いしなすといふのなら、檢察官としてはたまつたものじゃない。やはりそこに或る程度何らかの注文を付けるといふことは実質的に必要であります。そういう状況で、ただ行過ぎちゃいかんといふので一般的指示とか何とかい

うことで終つております。破防法みたうなああいう事件になりますと、一番そういう点が最初から慎重を期してやらなければいけない事件であります。だからこういうことを申し上げます。どうも泥試合みたいになりました私願であります。警察がよくなければならぬ、こういうことをする必要がなくなる。それがむしろ望ましい。逆のことを言いますれば、もつとよくしてからおつしやつて頂きたいといふことを、ざつとばらんに申上げますれば私の氣持としては言いたいのであります。

○楠見義男君 私は素人ですが、今のあなたのほうは専門家ですから、専門家から見ると警察側のそういう解釈が出るのはどうもわからんといふ御意見なんです。が、同時に素人といひますか、すらすらとこれを讀んだ場合にこういう感じがするのですが、「捜査を適正にし云々」といふ捜査を適正にしといふのが例示であるとするならば、現在と殆んど變りばえがないといふことが一つと、それから例えば破防法なら破防法が一般的指示に入るといふことになるならば、例えば集団暴行に関する罪も、その時の時世においてこれは非常に大事だといふことになれば、これも又一般的指示の中に入るといふふうにとるのも必ずしも間違つた解釈でないように、前段が妥当だとすればそういうふうにとれるのですが、それはどうですか。

○説明員(下牧武君) この條文だけをお説みになるとまさにその通りだと思ひます。然らば我々集團的な事犯は大事だからといふ、単に大事だからといふだけじゃこれはやはりここにあるわけじゃありません。飽くまで捜査の第一線は警察官であり、檢察官は、公訴の立場を堅持する。そうして公訴官として何とか注文を付けなければやれんといふ場合に注文を付けるということではない。もう明らかに建前を崩すことにはなりません。そこで集團事件でもちよつとしたこの何は、何といひますか、内乱の陰謀とか、そういうものをちよつとした端緒から入つて行く場合には、これは別であります。あのぼつと起きた事件、あれは出たとこ勝負であります。私は捜査のほうから言へば、成るほどあれを捕まえて、ぐんぐん上のほうまで調べて行くといふのは非常な骨であります。が、我々としてあれだけしかやる方法がない。ところが破防法関係の文書といふのは、これは破防法の実施後我々が相談を受けて来た実績から申しまして、ぼつと見た日にはひつかりそういう文書であります。併しそれを見つともう一遍破防法を讀み直して文書を見ますと、将来研究を要する非常に問題点なんです。矛盾が非常に多いのです。これは檢察官としても頭を悩ましておる問題点なんです。そういう事件はうっかりすると、ぶちこわしになるから、これは是非やらなければなりません。これをやるについては勝手にそんな文書をちよつとでも手を付けられたり、捜査されたりしたら、これは全部ぶちこわしになります。その最後の公訴官としての任務を尽すといふ場合、これは例外的な場合であります。勿論例外的な場合で、みだりにそういうことをやればいけないことは明らかであります。そういう場合に注文を付けることができないといふのなら、本當の公訴官としての役目はできない。而も法律の

建前は公訴を執行するため、言い換えれば公訴の遂行を全うする、公訴官としての立場から重要なことについて捜査してそうして而もやるのは、準則という形で個々の事件をどうやるかといふのには全部指揮するとか何とかといふのじゃやないの、一応捜査する場合には承認を得る、強制捜査する場合に、協議して十分連絡して承認を得てやるというのでありますから、これはむしろその場合に簡明直截に行きますれば、百九十三條の第二項、これを働かせれば文句ない。併し働かす前にやられちゃ困る。その点の抑えをどういふ形にしたい。その間の微妙なところが本當の檢察官實務をやつていく者じゃないと、ちよつとわかりにくいかと思ふのであります。警察のほうはただ送つて来て普通の事件の場合ばかり考えております。それは普通の事件も檢察官が尻拭いして困つておられますが、一応尻拭いしながら公訴官は公訴官としてやつておりますが、この種の事件で捜査はあとの尻拭いで公訴をやるということになる、到底できない。これは真に止むを得ない事情があるわけでありまして。

○楠見義男君 これは委員長にもお願いしておくわけですが、私がさつき申し上げたように、百九十三條の一項の改正が、現在の規定を改正しても実際はあんまり變りばえがないといひますか、といふことであるならば、むしろ公権的な解釈をどういふふうにするかといふ問題はあとで改正しても残ると思ひます。従つて現行法と改正法規についての今參事官のかたもお述べに

なつたように、審議中におのずから明らかになる部分があるだろうということをおっしゃるのですが、そういうふうな質疑応答の中で明らかになつても、一方はそういうふうな御答弁されるだけであり、それから一方は反対のような意味の質疑をするだけで、やはり審議期間中に法制局あたりの出席も求められて、現行法からの公権的な解釈を明らかにしておいて頂いたほうが私はいいんじゃないかと思ひます。

これはお願いであります、もう一つは、本条に關係のないことなんです、私がかねがね思つておきたこと、この機会にお願いをしておきたいことがあります。それは先ほど再々問題になつておる破防法の問題です。私も緑風会としてはここに中山さんもおられますが、中山さんが修正案の提案者となつて本会議で受けて立つておやりになつたのですが、その際に私も実は突つ込んだほうですが、常に思つてゐることは政府は提案されるときに、一方反対側はこういうものが非常に濫用されるというのに対して、これは決して濫用はないのだ、かく／＼の手段も講ぜられておる、法文もこうなつておるといふことを幾ら説明しても、反対するほうには常に濫用という問題を携けて文筆家を初めとして総動員で反対をされた。法案が通つてしまひますと、もうけつとそういう問題を忘れてしまつておるのです。私は実は提案者としての政府の責任でもあると思ひますが、国民が或いは反対者があればど心配したことは、実は政府がその当時に提案したときに徹々説明したごとく、法律上の結果はかく／＼のごときであるといふことをあれだけの、ほか

の法案でもそうなんです、大きな法案であればあるだけやつぱり事後の状況報告といひますか、そういうことをおやりになるのが政府提案者としての責任でもあり、又緑風会としてもあの当時修正案を出したときに我々はこの修正で大体いいと思ひます。若しこの修正が不十分であるならば、幾らでも／＼と言つて来てもらいたい。その状況に応じては更に修正も辭せないといふような意見の下に修正案を出した、未だに來ません。従つてこれは今申し上げたように、これは余談であります、そういうことを政府としてやつて頂きたい。これは常々私思つておつたことなんです、この機会に甚だ恐縮なんです、お願いしておきます。

○説明員(下牧武君) 只今お尋ねの点誠に御尤もと存じます。それでちよつと衆議院のほうでも質問が出來まして、この準則を出した場合に、国会に報告したりするやうなことを大臣考へておらないかという質問が出來て参りました。まだ正式には御返事いたしてありません。より／＼それはいいじやないか、そういう方向にして、我々準備を出したとしてしましても、これは堂々と両院の法務委員会のかたにその都度お出しして私は御批判を仰ぐということ、ちよつとも差支えない。本當にこれが檢察官の必要から認めてやつてそれが合理的なものであるかどうか、その点の御判断を願ひ、そういうふうな話しております。そういう御希望のことではあると思ひます。

○委員長(野村一君) 今の補見委員のお話の点で、地方行政委員会の委員からも連合委員会が申込まれておられますが、恐らく只今の点、それから逮捕状

の同意の点だと思ひます。連合委員会の申込まれたその際には、お話のやうに法制局長官、その他それから同時に参考人という形でなく、むしろ國警長官等と呼んで両方の側を一つ聞こうと思つておられます。そういう工合に扱います。それから破防法のほうはいずれお諮りしようと思ひますが、破防法の実施に關する小委員会が何か設けまして、閉会中になりまして、もう一つ少しトレースしたいと思つております。

○補見委員(男君) 私は委員会としてトレースすることも必要だけれども、あれだけ國民をどつちが本當だろうかといふことで迷つたのですから、迷うほうが悪いといへば悪いのだけれども、あれだけ大膽な法案はほかにもたくさんあると思ひますが、そういうものの成果はかく／＼のごとき運用をしておいて、濫用をやつておれば別ですが、ちよつともやつておらんじやないかといふことは、やはり政府としてはその当時極力主張されて法律を通すことを主張された立場から言へば、當然おやりになるほうがこれからのい／＼な法案の場合に必要じやないかといふので、これはむしろ参事官のかたに申上げるよりも、政務次官三浦さんにそういうことを申上げておいたほうが適當だと思ひます。

○中山福藏君 ちよつとお尋ねしておきますが、今百九十三条一項の後段の改正といふことになつておられますが、公訴官と捜査官、いわゆる警察官と檢察官とを離れ争ひについて問題が起つたことがありませんか。

○説明員(下牧武君) 私どもの承知しているところでは、現地は割合うまく行つてゐるやうに思ひます。ちよつとした事件は實際上檢察官のほうにも相談に來てゐるやうであります。確かに破防法のときにも、そういうものについてほんとの場合に手を付けられちや困るというので、一応抑えのつもりで出したところが、中央からその解釈は違法だから従うなといふことが参りまして、現地では非常に困つたといふこともあつたやうであります。実はこ

ういふのが來ましたけれども、お返しはいたしません、こういうものが來たから含んでおきます。お返しはいたしませんけれども、実際はこの通りいたしますとか、或いは中にはこゝういふのを返して來たといふふうになつて、極く小敷であります、突返して來た。そういうことが出て参りますと困りますので、その辺のところの本當の抑えといふものだけは檢察官としてもどうしても留保しなければならんことである。その場合にはこれはもう堂々とやるようにして頂きたい、こゝういふのがお願いの趣旨でございます。

○補見委員(男君) くだいようですけれども、改正をすることによつて今の点が明らかになつたところを理する文書は、どういふ文書でしようか。

○説明員(下牧武君) 最初はもう捜査に第一口を出すことがいかんのだといふので、破防法のこと最初は門前払いをくらわすといふやうな意見がございいます。それじや困るというので、捜査を適正にし、といふことを入れたわけでありまして、そのあとに個々の事件の何にタッチするかといふ点はまだ必ずしも明らかになつていないのであります。それで警察のほうとしては個々の事件にはタッチできないとい

うことを明文で入れてくれといふ御注文なんです。私も私としてはそういう止むを得ない事情がある場合にそれをタッチできないといふことじや、最後の公訴官としてもどうしても必要な注文を付けなければならん場合がある。それができないやうなことでは公訴官としての責任が保てない。それじや困るというのが対立しているわけです。審議の経過で申上げましたが、そういうやうな希望が出ておつて、争ひになつて一応明文が入らなかつたといふことになれば、そういう場合に限つてこれが一応是認されることにもなるのじやないかと思ひます。それから場合によつては私も多分／＼考へておることではあります、この運用につきましては成るほど一般の事件にこれが及ぶんじゃないか。個々にタッチするといふことがあつては私も大變だと思ひます。解釈としても當然だと思ひますけれども、こゝういふ点は違法なことではあります。こゝういふ場合はどういふ場合にタッチする場合に、はどいふ場合に限るといふことを、通牒で解釈をはつきりさせることも考へてゐるわけでありまして。

○補見委員(男君) 捜査が問題になつたので、一番先に出したところおつしやるのは、「捜査を適正にし、」こゝういふことですね。それは現行法の「必要な犯罪捜査の重要な事項云々」の捜査といふ後の言葉を前に出したといふだけです。

○説明員(下牧武君) この「捜査に關し、」こゝう前段にございいます。後段において「公訴を執行するために必要な犯罪捜査の重要な事項」こゝうあるので

す。そこで私はどうしてそういう解釈が出るのか、どうもわからんのです。最初の国警のほうの言い分は公訴を執行するためというのは、公判において検察官が公訴を維持することだけをいうのであるから、それで公訴を維持するというのは、証拠をどうするとかなんというだけでは、それから書類の様式でございまして、こんな書類を作れというだけで、捜査そのものについて注文を付けることは違法だ、こういう解釈だと思ひます。それで私もどうしては成るほどそういうことも入ります。これは公訴の執行の面から入りますが、特に前段に「捜査に關し」とある。而もこの「犯罪捜査の重要な事項」とあるのは、本當に公訴官としての立場からいふゆる注文、これは捜査の注文を付けるのがこの条文のすなおな読み方じやなかろうか。そうなりますと、その点は最近變つて参りました、それじやその場合もよろしくございまして、う。こういうことになつたが、国警のほうでたゞ個々の事件というところで引つかつてゐるわけではございませう。

○補見義男君 今の点については、現在在解網の見解の相違というものはないわけですね、今……

○説明員(下牧武君) その認めたというのはいくつ認めたのか、その点微妙なところがございまして、將來どうなりませうか、すぐそれでかたまつたとも言い切れないのじやないかと思ひます。

○補見義男君 それから、甚だくだらんことを聞くようですが、「遂行」と「実行」というふうに言葉を交えてゐるのですが、これは意味が違ふんですか。

○説明員(下牧武君) これは法制審議会の経過を申し上げるとよくおわかりになるかと思ひますが、最初は「捜査を適正にし、公訴を執行するために必要な」と、こういう文句できまりかけたわけではございませう。それで小野先生は、先ほど申し上げましたように捜査と公訴というのは連続の非連続というところで「捜査を適正にし、この」「を打つて、及び何も入れずに、「公訴を執行するため必要な」というので、その思想が出るじやなかろうか。そうしたら國警側の委員から、どうもそうなるという、捜査だけが又ばんと公訴と無關係に出てゐるような感じになる。そこで公訴とどう少しその關係を明らかにしてもらなければ困るという意見が出たのでございませう。そこで部会長の林頼三郎博士がそれじや公訴をうまくやるためというところをばつきりするように「公訴の執行」というのを「公訴の遂行を全うするたため、どういふふうにならうか」というか、思ひつだけどもと申すて、そういう御意見を出發されて、小野先生もそれなら意味がはつきりするから、それがよろしいとございまして、とうとうできまつたんです。ところがそれでもなお「捜査を適正にし」という「」が、ぼつが打つてあるし、まだはつきりしない。それじやというので又「その他」というものをに入れて繋いだ、こういうわけではございませう。

○委員長(都祐一君) 次に私から百九十八条の被疑者の出頭要求、取調へのところについてでございませう。例の黙秘権の問題なんでございませうが、これも参考人の中に触れたかたもございませうが、私伺ひたいのは、検察官

の取調の規定をこのようにお改めになつてゐるが、公判の冒頭手続、二百九十一條二項でございませうか、これについては改正をいたしておられない。これは検察官の取調の規定を改めて公判の冒頭手続のほうを改める必要がないとお考えになる理由を一つ説明して下さい。

○説明員(下牧武君) これは主として觀念的な改正を避ける意味で被疑者の場合のみに限つたのであります。それで裁判所の審理というものは、裁判所へ出て参りまして、被告人に対してお前も言わなくてはよろしい、こう言つてその被告人の行為を原告たる檢察官のほうから立証し、それに対して弁護人がその攻撃防禦の方法を講ずる。その両者の攻撃防禦のやり方を裁判所が、いわば行司という立場で見つておつて判断する。こういうことになりませうから、裁判所としてこの告知によつて自己矛盾を生ずるというよりも、その本来のあるべき姿において審理ができるというところになるわけでありませう。

ところが検察官、檢察事務官又は司法警察職員という捜査官のほうはそれは参りませう。自分でお前も言わなくてはいいんだ、こう言つておいて、ちよつと聞か、こう出なければならん。非常におかしなことになる。その關係におきまして裁判所のほうにおいてはこれは黙秘権というものを、この告知というところは實質的に弊害を生じていない。ところが捜査官のほうにおいては、これで直接あつて足を取られたり何かいたします。本来被疑者を調べる、被疑者自身について調べるというところを訴訟法が書いてゐるのなら格別であります。これは當然でございませう。

いう前提の下にできてゐるのであります。その意味で多少そこにニュアンスが違つて参る。だから公判における黙秘権を認めておいたから、こつちを削つてもいいとか何とかいう、兩者天秤にかけるような考え方じやございませう。

○委員長(都祐一君) 今までは憲法とは違つた言葉を使つておられたのが、今度憲法三十八条とそつくり同じ言葉を使つて来られました。が、ほかのこゝろの意見というは、ほかの考え方というものは出て来なかつたのですか、憲法三十八条そつくりそのままにおきめになれば無難でありませうけれども、何か訴訟法のほうではどうしたらどうこうという意見などは現れて来なかつたのですか。

○補見義男君 今委員長は、憲法三十八条の規定をそのまま引用する場合は無難だと思つたのですが、参考人の中にはむしろ憲法と同じ文句を使うが故に非常におかしなことになる。来る、むしろ憲法違反になる疑いがある、こういう筋道立つた陳述があつたことをお聞きになつたと思ひますけれども、一應それも理解されるように私どものほうでは思つたのですが、從つてその点参考人の毛利さんでしたか、お述べになつた点に対する御意見も、今委員長の御質問に併せてお答え頂きたいと思ひます。

○説明員(下牧武君) 主として法制審議会におきまして議論になりましたのは、一体どういふことを告げる必要があるかどうか、告げる必要はないじやないかという要望に對しまして、いや、それはまだ今の日本の状況においてはこれを告げないことは、これは本

人に不利になるという両方がありませう。それでこの規定の必要なしという説は、もと／＼告げなくても……、告げることが憲法の要請じやない。憲法は告げることが要請してゐないのであります。告げること自体は何も憲法には規定してない。ただそれを黙つておいては、こゝろのことを告げないことがやはり自己牽制になりまして、そうしてまあいいじやないか。憲法論としては恐らくさういふことになるだらうと思ひます。ただ今の日本の現状において、然らば全然省いてしまつていかういふことになりませう、成るほど黙秘権というよりなことで成る程度世間に大分知られておりますけれども、併しやはりまだ知らない人もおらんとは言へないのです。それだつたらお前も言わんでもいいということより、又無理に言わんでもいいという憲法通りのことを告げたいじやないか。それじやまあ仕様がありません、その辺で我慢しましなうというのが、法制審議会で落ち着いた結論なんでございませう。それでこの間の公述人の中で、自己に不利なことを省いたらどうだ、供述を強要されることはないというところを諷えたいじやないか。これも一つの議論で、私聞いておりました、原案を作つてからさういふことを申すのほうかと思ひますが、成るほどこれも一つの考え方だとは思ひました。併しこれを不利な供述を無理に、自分に都合悪いことは無理に言わないでいい、こゝろのこと大差ないので、實際としては私はこの規定でも十分いいじやないか。だから考え方としては、成るほど自己に不利な点を取るということも成るほど成立する

やないという場合には不起訴になります。そういう事例は非常にたくさんあります。検察官の個人的な教養として一番大事な面というのは、この起訴不起訴をどう見るか、我々はそこに、若

い頃いろ／＼言われておりましたが、
 檢察官の腕を見るのには、不起訴の手
 際を見ればわかるというくらいに言わ
 れておつたものでございます。でござ
 いますから一つの事件を許すにいたし
 まして、どういうわけで許したか、
 そうしてそれにどういう証拠を裏付と
 してそういう処置をとつたかというこ
 とまできちんと記録に明らかにして置
 かなきゃならんようになっていたわけ
 でございます。いろ／＼細かい事件で
 は、もう一見して不起訴のものはばん

と、大体能率増進の上からそう丁寧に、やりませんけれども、事件によつては簡単にはねているのでございますけれども、本来の建前はそういうことでずつと訓練を受けておるのです。自分達が最初手がけた事件だからそれに起訴不起訴を判断する場合に拘泥するとか何とかいうようなことは、これは檢察官としては一つのタブーとして見られていることです。それで上司が判断する、而も普通の場合にその檢察官が捜査いたしましたして、そうしてその結果上

司の判断、決裁を受けて起訴いたしました
すが、上司が決裁する場合どこを見る
かというと穴ばかり見るわけです。そ
うしてお前これではこの点どうだ、ど
うだとびし／＼つつ込むわけです。私
らも経験ございますが、このちよつと
した事件で、昔はよく大審院検事局と
いうのがございまして、検事総長の前
なんかで事件の起訴不起訴を決する場
合の説明なんかさせられる場合、これ

一七

を私ども御前會議と称しておりますが、頭の鋭い監督官がいて、ちよつとそこに欠陥があつたらばびし／＼やつつけられるというようなことで、非常にこちらの結論も慎重に考へて行つたようなこととございます。そういうことで大きな事件はそこまで行きますし、普通の事件でも地方檢察庁の検事正とか次席検事正がそれを見ておるわけですから、そういうわけでありまして、そういうことは我々としてはそういうふうにあるべからざるものという訓練をずつと檢察官としては受けておるわけなんです、それでも私ども見ておりますと、警察の記録なんかでよくそういう傾向が見えますけれども、そこがやはり何と申しましても決して警察を悪く言ふのじやございませぬけれども、実情として素質の問題とか何とか、考え方、問題としてそこに見方の違つた見方が出て参ります。そこで私は警察のほうから檢察官が手断にとらわれるということを盛んに言われますが、あれだけ警察を知つておられて警察を運用されるならば、檢察官がどういう頭でこの事件の処理をしておるかということとを承知の上の議論を立てて頂かないと、我々が公判において事件を処理いたします場合に、裁判官はどういう考へでこの事件を見るだろうというふうに考へて、それに対する捜査、それからその手当をして行く。その考へ方はやはり警察も檢察官というものはこういう考へ方をしておるものだと、その辺の点が非常に認識不足の議論が出る。私としてはこれは普通の素人のかたが出される議論ならば、それ

は私は成るほど人情としてそうだろうと思ひますけれども、いやしくも捜査の面を持つておられる方がその点を見られないということじや、果して捜査というものを任すというか、まずまずこれは私これは個人的なことを申しして失礼ですが、そういうことが出る時に限つて一般の指示というのもしやあせられるものじやない、そういう頭でおる以上は、もう少し実質を見て議論を立てて頂きたい。というふうな感じをしておるわけです。そういう趣旨でございます。

○中山福藏君 ちよつとこれは別な問題ですが、あなた検事をしておられた立場上お尋ねしておくのですが、今公判のときに証人を申請いたしますね。よくいろいろ証言があります。そのうちと檢察官が自分の公訴したこと裏付けにならない、反対の事実が証言によつて現れたときは、お前それは現行犯だから、すぐこの公判がすんだら私の調室に來いとお呼びになる人があつたのです。これは一つの脅迫といひますか、そうすると現行犯だと言ひ。こちらは弁護人の立場からこれを見ておりますと、検事自身が職權濫用で瀆職罪をやつておる現行犯である、こゝう見ておるのです。弁護人の立場から檢察官が現行犯だと見ておるのですが、非常に日本の人は、証人という者は卑屈でしよう。どうしてもお上御尤という觀念が抜けきらぬものだから、折角正しい証言をしておる者が、検事の脅迫によつて元の調書通りに多くはなるのです。こゝういふ際には検事を一つ即座に証人を自分の部屋に喚んで調べることができると同じような立場で、その検事を弁護人のほうから一応何ら

かの方法によつて取調べるというふうな方法も、一応どういふ刑事訴訟法の改正のときには、やはりお作りになる必要があるのではないかと、この感じがいたします。どうですか。

○説明員(下牧武君) それは私も過去の何で振返つてみますと、私自身はやつたことはございませぬが、ときどき見受けております。それでその場合は大体微妙な点で、まあ從來ほかの傍証があつて、そしてこの供述はこれは動かんというふうな、そういう傍証がある場合に、明らかに公判廷で逆なことを言つておる。ところが、それをそのままにしておくと、事件の大勢に影響するといふような場合に、まあ檢察官がその場でびつとやつたといふうなこともないとは申しませぬ。私どもはあそこまで露骨にやらなくたつて、偽証なら偽証で、あとからやれる余地があるといふので、私はそういうことはやりたくないと思つてやらないでおります。最近の風潮におきましては、まだ絶無になつたとは言えませぬけれども、そういうやり方といふものは、漸次減つて來ておるのではないかと。次席検事の会合なんかありますけれども、とにかく露骨なことばよせ、成るほど偽証といふことで嫌疑が十分あれば、これは偽証として調べることは、これは当然である。併し公判廷のその場からすぐ引いて、而もあとにおける証人に影響を与えるような状況においてやつたといふことは、一つの牽制になつて、そういうやり方をしては正當じやないといふことで、できるだけそういうことを慎むようにはいたしております。ですから最近はその多くの事例はないと存じておりますが、私

ども若い頃、とき／＼今日引つぱつてやつたといふので、こゝ／＼して入つてきた同僚なんかもおりました。併し風潮としては余り露骨なことは思ひまきであります。ただ法律の面の上から申しますれば、現行犯であれば、これは必ずしも違法であるというわけにはならないと思ひます。それを若しそういうことがないにもかかわらず、偽証罪に藉口して、そういうことをやつたといふことになれば、これは立派な職權濫用であります。その場合に告訴をやると、或る檢察官は自分の檢察庁だから、それを不起訴にするといつたやうな場合には、やはり檢察審査会の制度もございまして、それから場合によつては檢察官適格審査委員会にかけますから、そういう不当な職權濫用の場合に泣き入りになつてしまふといふことはございませぬ。檢察審査会の名によつて、逆に結論が出てやつたものもございまして。それから職權濫用で検事がそれを起訴しないといふのは、弁護人が原告になつて、裁判所の公判に付する決定を得て、裁判所の裁判にかけるといふ形も認められておるわけでありませぬ。

○中山福藏君 もう一つ、私は特に關係がありますから申上げておきますが、刑事訴訟法の改正のときは、從來の規定を改正するのみでなく、新たにこゝういふ点について人権を尊重するといふ規定を設けられて、独断的な一つの見識を以て改正の任に當られぬ、人権尊重がでると思ひます。ですから關連してお尋ねしてゐるのです。一言加えておきますが、原告たる検事は、その場合自分の部屋に連れて行くこと

ができる、弁護人の立場から言つて、告訴の手続をとつたり、檢察審査会にかけて見たり、いろいろ方法をやつたり、その間に事件は進んでしまふ。私が關係した事件も、若い検事でしたからそれをやつたのです。そこで証人に私の部屋に來てもらつて聞いて見ますと、実に恐ろしくなりました、こゝういふのです。私は警察で調べられたことは無理に言わされたのだから、本當のことを言つたところが、検事からあの通りやられたから、こゝ／＼やばり警察の言つた通りに言わなければ仕方がない。お前が反対なり嘘を言つたら、公文書偽造をやつたといふことになるのだと、こゝ／＼おどかされたらしい。そこで私は非常に大きな声を張り上げて、法廷で検事をどなりつけたのです。それは私が弁護士になつて初めて、一回だけ大きな声を出したので、彼は優秀な検事として今ややはり活躍をしておるのです。そういうのが優秀な検事になるのです。それは若い検事だから大きな声で落ましておきました。これは被告人にとつては非常に気の毒です。だからこゝういふ刑事訴訟法の改正に當つては、こゝ／＼いふことが一番大事なんです。改正の要綱に捜入するといふことは一番必要だと思ひます。こゝ／＼いふ大事なこととはどこにも現れていない、この改正法を見ますと……これは非常な私は法制審議会の各委員のかた／＼が、余りに旧來の規定にとらわれ過ぎている。だからこゝ／＼いふ法務省の面目の躍如としたところは一点も現れていない、私はこゝ／＼いふ法務省の注意を喚起しておかなければならぬと思ひます。

う場合、検事でも即座に逮捕することが出来る。若し検事の立場から言えば、証人をその場で自分のところへ連れて行つて、そのまま勾留するということとはできるから、帰さぬということをして、のときも言つたのです。そういうことはできるのです。だから、そういうことをすればどうなるとか、こうなるとかという問題でなく、弁護士も或る場合においては弁護人の立場を尊重してもらつて、即座に検事でも現行犯として、何らかの措置を講ずる規定というものゝを設けてもらわないと、職権濫用というものは絶えないと見ております。漸く近頃は相当よくなりましたが、併し元の東條全盛期以後の職権の濫用というものは非常なものでしたから、だから特に、これはまあ汲みだしたいなもので、世の中というものは今そういうふうに、人權尊重の突が現われたとしても、或る場合には隆起してそういう考え方が起きて来て、そういう問題が起きて来ないとも限らなないから、法律上の体裁としてはこういう点もお考えになつておく必要があると思う。特に、私は若い検察官と承わつたんで、特にその点を申しておくわけです。

○橋見義男君　この同意権の問題、四十八時間後にはどうせ検事のところに来る事犯なんだから、あらかじめこういうふうにしても差支えないじやないかどうか、或いはまあ公判手続を一番よく知つてゐる検事が一番最初から干渉するのは適当じやないかという御意見があります、主としてこれを置いたと理由というのは、警察官が濫用するとかというそういう面からなんでしょう。

○説明員(下牧武君) これはもうとにかく逮捕状の濫用ということがやはり言われまして、私もやはりむしろつくばらんに申上げれば、世間から見られておるところは、警察と一つ穴のむけなみに見られておるところなんです。実際は、警察とはちよつと趣きは違つておりますけれども……。で、法曹警議会有りますたびに、在野法曹のほうからどうも逮捕状の濫用が甚しいということが来ておると言われる。これは尤もな理由があるんです。私もやはり旧刑訴訟時代を知つておりますが、あの時分に強制権というものは、警察は全然持つておりません。それから検事は現行犯とか準現行犯の場合、それからまあ住居不定とか特別の強制処分を判事に求めまして、判事の令状によつて身柄を拘束していた。それが十日しか認められていなかった。ところがその手続を取るにいたしましたのも、もう上司がやかましくて、普通の事件でちよつと身柄を拘束しようと思つても、絶対許してくれません。それで警察へ持つて来まして、検事の見込で身柄が拘束されることになつた。それで令状が幾つ出たかということでは、警察官の成績がきまつたという時代もあつたんです。その頃は大体私どもの経験から言ひましても、在宅でやつていまして、そうして勿論その当時何はございました、警察のほうにはゆる行政検束ということが行われまして、これはある程度目をつぶつておつたという、その当時の検事局の責任もあると思ひますけれども、まあ本則にやあります。それでまあ検事のこれ

は考へ方によると思いますが、私どもはとかく警察に巡回という制度があつて、まあ廻つておつたのでございますけれども、身柄の拘束を見て、六カ月も拘束しておるのはどういうわけかということを事情を質しまして、実は明白しなくて困つたと言うので、……六カ月も何だ、すぐ送つて来い、俺がやつてやるからということと事件をやつて、こういう理由だから拘束しないと事件の処理ができないというようなことをやつて、強制処分をやつて、その十日の間に片付けたんです。それでそういう或る程度中央集権的な方向に向つておりましたけれども、訴訟法自体は、併し身柄の拘束の運用ということとは検事局自体としても非常に厳密に抑えられておつたのです。それで或るところによりましては、五日以上、五日を超えて身柄拘束する場合は、検事長の許可を得るといふ時代も一時はございました。ところが新刑訴に移りましたからは、この捜査のやり方がアメリカ式に変化したといふことで、訴訟法の建前も變つて来た。そうするとそのやり方を見ますといふと、これはアメリカのほうはほんと先づつかまえてしまします、それからそれでつかまえるについては、或る程度材料を持つていてやつておりますが、とにかく悪いことをすればひつくつて来て放り込むのは何でもないといいやり方だ。私は昔のやり方に馴れておる私どもとして、当時考えたことは、あんなににむちやくちやに人をつかまえていいのかという疑問を持つていた。併し英米流のやり方として、一時ああいうやり方を、我々の知らないやり方を教へ

てくれた。ところが訴訟法がそういうふうに変りまして、英米式のやり方で行くという趣旨で、この警察官にも第一次の逮捕状を出せる権限を認めるということになり検察官のほうもああいうやり方に幾分みならうということがあつて、逮捕状を出すということは成るほど訴訟法も窮屈になつて、旧法通り厳密にやつたら動かんという面があると思いますが、或る程度動くのは止むを得ないと思いますが、少しルーズになり過ぎたのじやないかというふうに考える。そういうことが原因になつたのだらうと思いますが、在野法曹のほうから、とにかく逮捕状が濫用されるということが出て来た。そこで私どものはうは、本当にそういうことがあるであらうかということで、各検察庁にどんな事例があるのかというので照会して見ましたところ、具体的にこんな事例があるという報告がございまして、それから私自身としましても三遍ほどあるのでございます。或るところの局長の伯父さんというのが、やはり民事的な債務のことで、土地の所有権のことでめ合いがありました、それで何かその土地の立木を切つたのが窃盗ということで警察に引張られて、そして示談するなら逮捕しないというので示談書を書かされた。ところがそのときちよつとぐづ／＼言つたので、身柄をくくられたというので、ちよつと筋を聞いて見ると、どうも民事くづれのようですから、検察庁に電話して、某警察署でこういうことがあると言つた。検察庁では正式に文句は言えんけれども、一応照会して見ましようか。こういうことで、検察庁から照会してくれて、それはすぐわかつて放された

こともありまう。そういうふうなこともありまして、成るほど具体的にはそういう実例があるものですから、それを何とかしてチェックしようというのが今度問題になった。私どもとしてはそれだけしか考えていないのであります。ところが、やつぱり疑心暗鬼といひまするか、少しでも、検察官が干渉して来ることを成るべく避けたいという頭で見ますというのと、又そういう頭で見られる見方で悪くこれを運用すれば、どんなに悪くでもこれを運用できまうけれども……。裁判官がもつと自主的に判断しなければいかん。こういう問題もあると思ひますが、これは現在いろいろ説が分れておりまして、裁判官に捜査のためにこういう逮捕状を出す必要があるかどうか。又逮捕状を出すことが妥当かどうかということとは、捜査官でなく、裁判官としてそこまで踏み込んで調べられるかどうかという点に、理論的に疑問を持つ面もある。それから實際上できないじやないかというふうに見る見方もあるわけですから、そこで、いやそれは憲法上裁判官の令状という以上は、その令状を出すのが妥当かどうかということは、裁判官まで見るのが当然なんだという議論も行われておりますが、現在の實務の大勢は、裁判官は適法性の有無を判断するけれども、妥当性の有無までは、原則としては判断しない。ただその逮捕状の請求が、権利の濫用と認められる場合、そういうような場合は、勿論裁判官の判断においてはねられるというのが大體裁判所の固つた意図なんですから。その関係から行きますと、やはり検察官が、これは妥当じやない、こういう判断をした場合、裁判所として、

それは尤もだと思えばねられる途を作っておきませんことには、裁判所としては困る。そこで第二項に、「逮捕状を交付しないことができる。」これは実質的な意味がここに現われた。明らかかな場合は交付しちやいかなのじやないかという議論も出ますけれども、只今申し上げました意味において交付しないことができる、こういうだけのことで、全体の考え方はあつたか裁判官の令状によつて身柄を拘束するということと同じような意味において、まあその裏を見ることが出来る検査官が立場としては一番適当だと思ひますから、そこでちよつとチェックする。それだつたら幾分でもこの逮捕状の濫用というものは少くなるのじやないか。これで以て全部逮捕状の濫用をなくせるというふうには私も決して考えておりませんし、又そこまでのところはできかねると思ひますけれども、現状よりはよほどよくなるのじやなからうか、それだけの軽い意味で考えておるわけでありませう。

○楠見義男君 濫用の問題で、例えば参考人の中では、隊長とか或いは署長は必ず承認をしておるんだから、その意味から行くと、若い検事と教養とか身分とか何かという点ではそう差らんという意見を述べられたかたもありませうが、それはそれとして、一方濫用をできるだけ防ぐという意味で警察側でも、例えば署長とか或いは課長とか、そういうところだけに請求権を認めよう。こういうようなことによつて濫用の弊を若しあるとすれば防ごうと、こういうまあ意見がございませう。又そういう線で参議院でも修正の考え方が一部にあるように伺つてゐるのです

が、そういうようなことをやつた場合でも、やはり濫用という問題は心配なものでしょうか。

○説明員(下敷武君) 私それはもう甚だ結構なこと、逮捕状を濫用されるという声が出た以上は、当然おやりになるべきだと思ひます。それで防げればいいのでございませうが、ところが衆議院なんかの説明を聞いておりましたも、警視庁でも犯罪捜査規範というものがあつて、それによれば、逮捕状を請求する場合には署長なり課長なりの承認を得なければならぬと、こういうふうな規定を置いて、現にその通りやつておる、まあちよつとつやつてゐるわけですね。それで場合によつてはそれをもう一つ署長とか何とかもつと上に限つてもいいとかいふお話をしておられますが、それで以てやはり濫用の声が出てゐるのであります。どこに私は原因があるんだろうかと考えておるわけですね。それでまあ私どもの経験から言いますと、最近は大分署長とか何も専門的になりまして、ずつと捜査に長い経験を持つ者が署長の位置に坐つてゐることがございませう。大体これは試験制度で昇進して行くのです。それで捜査主任とかいう主任級は警部とか警部補になつておられますが、これはやはり捜査部長の試験を受けてどんな上つて行く。そうすると、その試験に適當なそういう頭を持つた人は順々抜けるのです。ところが本當に捜査に腕を持つといひますか、中堅になつて中心になつて捜査をやる刑事、これがやはり動かぬや本當の仕事を、これがやはり活動はできないわけなんです。それでまあ最近警察も十分

注意しておられると思ひますが、私どもの過去の何から見た経験によりますと、主任とかいう階級はいわゆる或る程度浮きまして、その中心の何の言ふことを聞かないといふと、もう動きやしません。それからそれを無理に抑えつけようたつて駄目です。それから承認を捺すといひましても、その捺し方が果してその主任が實際見て捺しておるのか、勝手に令状をもらおうとする人が捺すのか、その辺のところも従来の何によりますと私ども疑問の点もあるように思ひます。警察の刑事の部屋なんかで調べた経験もございませうが、そのときの動きとか何とかによりますと……そういうことで、やはり上で抑えるといふのも限度があるのじやなからうか。それから警察としては或る程度やつぱり事件を大事にいたします。これはもう尤もなこと、警察が余りものわかりがよ過ぎると、これは本當の何はできません。何といつても捜査の第一線であるのでございませうから、そこで適當に締めることとそうして思い切り働くところがあつてうまく行くのじやないか。実はさうに考えるわけでありませう。でありますから、上で締めるといふことは當然のことと思ひますが、それで十分行くかといふと、やはり十分でない点があるのじやないか、かように考えております。

○委員長(郡祐一君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後四時三十七分散会